

厚岸町議会 平成25年度各会計予算審査特別委員会会議録

平成25年3月15日

午前10時00分開会

- 委員長（佐藤委員） ただいまから、平成25年度各会計予算審査特別委員会を開催いたします。

昨日に引き続き、議案第1号 平成25年度厚岸町一般会計予算を議題とし、審査を進めてまいります。

210ページ。5款農林水産業費、3項水産業費、1目水産業総務費から進めてまいります。ございませんか。

12番、室崎委員。

- 室崎委員 先日、マリンビジョンに関してお聞きさせていただきましたので、もう少しその内容、掘り下げた話をお聞きしたいと思います。

まず、前提として、マリンビジョンというのは、10カ年の第5期厚岸町総合計画の行動計画の中に入ってくるというふうに捉えてよろしいかと思うんですが、その確認を。

- 委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（阿部課長） マリンビジョン計画につきましては、平成18年に策定しておりまして、総合計画の前に策定をしておりますけれども、総合計画の中で、当然マリンビジョンの数値目標なんかも使わせていただいております、そういった位置づけをしております。

- 委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

- 室崎委員 そうすると、このマリンビジョンを作成し、町民、もちろん町民だけではないんですが、町民に示したのは、厚岸町の計画としてこれを示していると、そういうことになりますよね。厚岸町が策定したんだと、そういうことになりますよね。

- 委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（阿部課長） マリンビジョン計画につきましては、18年3月に策定をしまして、北海道開発局長から指定地域として指定を受けておりますけれども、それは厚岸町、町長が受けております。

- 委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 それで、そのマリンビジョンの、それがもちろん全てではないんですが、核となる一つに、厚岸漁港の建設というものがあるわけです。そして、それは衛生管理型のものであると。その衛生管理型といってもいろいろあるわけですが、どのようなものかということについては、水産庁のほうで出している漁港における衛生管理基準でいうとレベル2のものをつくっていくんだというお話がありました。

それで、そこまではマリンビジョンの中の話だと思いますが、いろんな事情がありまして、18年のときに考えていたのと、そこでは予測のつかなかった問題も出てきて、それでマリンビジョンでは湖北地区にそういう漁港をつくるんだということが明記されていたんだけど、いざ具体化に動き出したらば、これが湖南地区でということになったと。そうすると、マリンビジョンに明記されていたものと今これからやろうとしているものに食い違いが出たわけです。これについては、第5期厚岸町総合計画の一つの大きな柱をなすマリンビジョンがこのような形で、さあ、始めましょうというときに、マリンビジョンとしてつくったものと違うものになるということになるのであれば、これは早急に厚岸町として町民に対して、その事情、内容、これをきちんと説明しなければならないと、そのように思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） マリンビジョン計画の策定に当たりましては、マリンビジョン策定委員会というものが設置されておりまして、その中で内容の協議をいただいて、その上で案が示されておりまして、それに基づきまして町が決定をしてという結果になっております。マリンビジョン計画を推進する、それから実施していく中で、協議機関として厚岸地域マリンビジョン協議会というものを設置しておりまして、その中で、今回の湖北地区から湖南地区にということについてはお話をさせていただいているという状況でございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 そのマリンビジョン委員会なり協議会なりは、言うならば、マリンビジョンの原案をつくる諮問機関の一種じゃないですか。町長に、こういうふうにしたらどうですか。最終的に厚岸町がつくるいろいろな計画がありますよね。それで、町長名でもって最終的に表に出しますよ。でも、その手続としては、関係者、いろいろな方が集まって内容をつくっていく、それは当然ですよ。その内容について違いがあったり、あるいは、何か今やろうというときに、こういうふうにとおりにできなかったり、いろいろ出てくると思うんです。でも、それを町民に対してきちっと説明し、納得してもらう責任は、原案者にあるわけではないですよ。これはどこまでも厚岸町長ですよ、厚岸町です。それを今聞いていると、マリンビジョン協議会がどうのこうの、それは手続の話であって、私が聞いているのはそういうことじゃないんです。町の責任としての、いわゆるこのごろのよく使われる言葉でいうと、説明責任というものがどうなのかということなんです。

それで、時間を余りかけたくないですから、申し上げますが、これは第5期総合計画の大きな柱なんでしょう。行動計画なんですよ。そうすると、一利害関係団体や一産業団体の問題ではなくて、厚岸町全体の問題なんです。その意味で、きちんとした町民に対する対応というのがどうだったのかということを知っているし、また、これからどうするのかということを知っているんです。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 今、マリンビジョンの中で、一つの経過の中で湖南地区に移すということについて、関係団体と昨年12月からそういった内容が、意見交換等ずっと続けてきております。そのマリンビジョン協議会も1回開かせていただいて、その中で協議をいただいて、その後また改めてそういった協議会というのは開催する予定にはなっております。

そういう中で、関係者の内容が整理されれば、また改めて皆さんに周知をする、説明をする機会というのは検討していきたいなというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 私はその手順に何か食い違いを感じるんですがね。既にマリンビジョンに書かれている漁港整備計画は動き出しているんじゃないですか。だって、これは私がお聞きしたことじゃなくて、6番議員かどなたかがお聞きしていますが、ある団体が湖南のほうに動かれると非常に困るということではいろんな質問出しているわけでしょう。それに対しては答えているわけでしょう。いやいや、ご懸念には及びませんということをお答えしているわけですね。そうすると、これ動き出しているんですよ。まだ決定していませんと。これからいろんな方の話を聞いて、右にするか、左にするか決めますというレベルではもう既にならぬわけですね。こうしようという方針がもう固まってきているわけです。その漁港をつくる事業主体は厚岸町じゃないから、開発ですか、そちらのほうでは、こうするという話まではいっているわけですよ。それはいろんな事情や理由があるということですよ。それはわかります。そういうふうになったから、今度、関係者がいろいろ集まって、マリンビジョンの文言を書きかえますと。書きかえたら初めて町民に言いましょうというのは、手順が逆じゃないかというふうに思うんです。

まず、マリンビジョンの大きな柱の一つである漁港整備構想が動き出したら、いろんな事情があつて、ここに書いているとおりにとはできなくなったというのであれば、その段階で、やはりきちんと町民になぜそうなったのかということを含めてこれを知らしめることが、これは10カ年の総合計画の柱として、こういう行動計画をつくっている厚岸町の責務じゃないかと思うんですよ。いや、関係団体のほうの調整がつきませんからとか、マリンビジョン何とか協議会がまだ開いていないものですか、そういう話は、それは内部の話であつて、これは違うと思うんですね。

もし、そうでないならば、行動計画だとか総合計画だとかいろいろつくるけれども、いざ具体的になったときには全然違うことをやっておいてということになってしまうの

かということですよ。そんな軽いものじゃないですよ、これは。だから、そのところで、一步手順を間違っただけじゃないかということは、これは言われても仕方がないでしょう。だって、現に利害関係のある団体まで、その動き出しているものについて置いてきぼりを食っていたというような印象を持っているということを議会でも言われているんだもの。ましてや一般町民です。

間違えないでくださいよ。私は、マリンビジョンで決めたとおりにしないから悪いとか、そういうことを言っているんじゃないですからね。それはいろんな事情、理由、そういうものがあってこっちへ動かすんだということをきちんとやっぱり説明して、それについての議論は出てくるかもしれませんよ。けども、それをきちんと説明していく手順、それが必要でないかと、そういうことを言っているんですが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） マリンビジョン計画と、それから、それと連携して漁港の整備計画ということが出てまいります。それで、その整備計画で、漁港の整備については国の事業でもって整備をお願いするというような形の中で、どうしても、漁港の整備の計画を今調整中ですけれども、そことの連携といいますか、その根幹の部分がなかなか整理がついていないものですから、その部分でマリンビジョン計画も当然あるんですけれども、その整備計画のほうとの中で調整を優先させていただいているという状況で、確かに計画のあり方としては、そういった形で総合計画の中で進めていくという中では、マリンビジョン計画の位置づけもその中で盛り込んでおりますので、当然そういった形になろうかと思うんですけれども、どうしても漁港の整備の部分では国、道の関係がありまして、そこで利害関係者からいろいろなご意見をいただいているという部分で、その調整を今回優先させていただいているという状況で、大変申しわけありませんけれども、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 こういう基本計画が、基本構想、基本計画、いろいろあると思いますが、ある以上、それと明らかに違うものをやらざるを得ない状況になってきたときには、これは一刻も早く町民に対してきちんとその内容を説明していかなければならないというふうに思いますので、これは今回に限った問題ではなく、やはり総合計画を立て、実行計画を立て行っていくということはどういうことなのかということ、それをきちんとやはり整理していただきたいと、そのように思います。

その上でもう一つお聞きしますが、先日の中で、ちょっと気になる議論の中で発言が町長からありました。それは、正式名ちょっとわからないんですが、俗に買受人組合という言い方をしていますが、それが正式名なのかちょっとわかりませんが、その皆さんが、サンマの水揚げに関して、湖南地区に荷揚げ場をつくるということが、非常に支障が出るのではないかとということでいろんな懸念を持っていて、町に対していろんな質問をしていて、それに答えている。町長としては、何とかその懸念を払拭し、そして、利

用される方のためにいいものにしていきたいという思いを持って、誠意を持って当たっているという話がありました。その中で、この組合の人たちのほうから、どうしても湖南地区につくるということが、これはもう動かせないものであるならば、湖北地区に、現在のところということになるのかな、簡易な荷揚げ場をつくってほしいと、こういうお話がありました。町長はそれを重く受けとめると言っています。要するに、心情はよくわかるので、何とか努力したいという意味だと思います。

それでお聞きしますが、マリンビジョンによって今、位置の話はちょっとこっちへ置きまして、衛生管理型の市場、荷揚げ場を含めた、それを湖南地区の埠頭につくるのであるというお話は縷縷説明を受けました。それは、国の基準でいうとレベル2、レベルといたらツーというのか、とにかくそれになると。

今、町長が重く受けとめている湖北側の荷揚げ場というのができたとして、簡易なところ、私はどういう意味で簡易なのか、これがひっかかるわけです。これは衛生管理型レベル2をきちんと遵守できる簡易なものをつくろうとしているのか、単なる荷揚げ場をつくろうとしているのか、この点についてもやはり明確にしていく必要があると思うんですね。この点についてお聞かせをいただきたいわけです。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

湖北地区から湖南地区への移転開設ということで、縷縷、今日まで大変な苦勞をいたしておるわけでございます。町長といたしましても、特に、買受人組合からる湖南地区へ行くに当たっての要望が出ているわけございまして、そこで今ご指摘がありましたとおり、簡易の屋根を現在の市場にかけていただきたいという要望が出ているわけがあります。その前提というのは、湖南地区に移転した場合ということでございます。

このことについて私も重く受けとめております。これは北海道並びに国に要請することではありますが、厚岸町といたしましても、町長といたしましても、このことを重く受けとめて、関係機関に強く要請をしていきたいと、その気持ちであります。しかし、どういうものをつくるのかということにつきましては、ご承知のとおり、10カ年計画なんです。そういう中で、またいろいろな議論が出てくるのでなかりかという考えを持っておるわけございまして、私としては、買受人組合の要望に対して、その気持ちをもって国に強く要請をしてまいりたい。その中で、またいろいろな議論が出てくるであろうと、そのように思っているわけでございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 私が聞いているのは、具体的にどうするこうするというのを今から決めろという意味ではありません。ただし、厚岸町としては、一般質問のときに言った話を頭から繰り返す気はありませんけれども、これからの漁業というものが生き残っていくために大きな要素として、衛生管理ということがきちんとできている漁港なのだと。厚岸から出ていく水産物に関しては、危害付着というような言葉を使うようだけれども、

そういうことがないと。きちんとシステムとしてそういうものが排除される、そういう安心して口にすることのできる安全な食べ物であるということが胸を張って言えるような産地が生き残っていくんだよということは、これはもう水産庁自身が言っているわけですね。そういうような方針に基づいて衛生管理型漁港というものをつくるべきであるというのが厚岸町の基本的な考え方だと思うんです。それはマリンビジョンで高らかにうたわれているわけですよ。そのことを簡易であろうとなかろうと、その基準は変えませんよということをやはりきちんとしておかなければ、本家のほうは非常に衛生管理できているけれども、向かい側のいわばサブ何とかは、これは保証できないんですなんていうことになったんでは、いわゆる尻抜けになってしまいますよね。言えないですよ、外に対して。だから、そのあたりの方針だけは、具体的にこの規模でもってこんな形でこうするというのは、それはいろんな知恵が出てきてやっていくと思うんだけど、これだけは譲れない基準であるというものはやはりお持ちだと思っんで、それをお聞きしているということなんです。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） 一般質問の中でもお答えをさせていただいておりますが、厚岸地区マリンビジョン協議会で決定をいたして、これを北海道開発局が推進地域として認めていただいたわけでありまして、その構想の一つに漁港整備構想というものがあるわけでありまして、その中の一つに衛生管理型漁港という大きな柱があるわけでありまして、そういう中で今ご指摘がありましたとおり、また、前回のやりとりの中でも、室崎委員からご指摘がありましたとおり、今日そうでなければならぬんです。衛生という、安全、安心というものができて。厚岸で生産されるものは、おいしさはもちろんであります、前提はやっぱり安全、安心なんです。消費者が安心して食べられるんだと、厚岸のものはそういう施設でできているんだということが一番大事なことです。そういう意味から、国のほうも、厚岸のマリンビジョン協議会が提案した推進地域として認めていただき、また、国においては、そういう10年計画で厚岸のマリンビジョンに基づく湖北地区というものに対して、湖南地区という協議をいただいた中で、いろいろと厚岸漁業を救出する、厚岸町の基幹産業を中心とした厚岸町の発展のまちづくりをお手伝いしたいということでございまして、私といたしましては、前回のいろいろ議論を申し上げました。まず、今日の国民のニーズが安心、安全なということが前提にあると。その中でいろいろな議論をこれから進めていかなければならないということでございますので、そういう中で、まだマリンビジョン協議会も再度開いて、さらには、先ほど住民との問題がありました、私といたしましては、当然、これから湖南地区へ行くことによって、厚岸の将来のまちづくりが変わってくるだろうと、そういうように推測をいたしておりますので、さらにまた、仲買人のみならず、関係地区ともいろいろとお話を進めていかなければならないと、そういう気持ちでおりますので、この点もご理解いただきたいと思っます。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

10番、谷口委員。

- 谷口委員 マリンビジョンで私もちょっと伺わせてください。

このマリンビジョン計画の一番最後のページに、フォローアップ計画ってありますよね。それで計画全体については、厚岸地区マリンビジョン策定委員会を定期的開催し、国際・国内経済情勢、厚岸町・厚岸漁業協同組合財政状況を勘案して進捗状況を評価すると。そして、厚岸町の人口・世帯数の動向、自然の環境保全状況、水産業を中心とした産業の動向等を指標に、達成状況の評価と必要に応じた見直しを実施するというふうになっているんですけども、今読んだ最後のところの問題から、湖北地区から湖南地区へ変更したというふうに理解していいのでしょうか。

- 委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（阿部課長） このフォローアップ計画なんですけれども、マリンビジョン計画につきましては、前段のほうでいろいろな目標ですとか、そういったものを定めておきまして、その後、28ページ以降に構想実現に向けての取り組みということで、いろいろな取り組みの内容が出ております。この計画は、漁港の整備だけではなくて、いろんな水産業の資源を活用して取り組んでいきたいと思いますということなものですから、こういった取り組みの内容というものは出ておきまして、これにつきましては、事業主体の欄を見ていただくと、漁協ですとか、それから民間ですとか、加工場ですとか、流通団体ですとかというような形で、その実施主体というものが載っております。そういったもののいろいろな取り組みをフォローアップしていくというような形で、先ほど読まれた内容が出てきております。

それで、フォローアップにつきましては、実はマリンビジョン策定委員会というふうになっておりますけれども、そのフォローアップ期間として、策定が平成18年に終わっておりますので、その後、平成19年に今の厚岸地域マリンビジョン協議会ということで、フォローアップしていく協議会として設置しておきまして、その中で、平成19年、平成20年は会議を開きまして、その協議はして、実施している内容の報告なんかもその中でしているんですが、その後、ちょっと漁港の衛生管理型の関係がなかなか進まないような状況もありまして、ちょっとその協議会というのは開かれてこなかった状況にあります。

この計画自体は、北海道開発局の北海道マリンビジョン21という計画に基づきまして、地域版として策定している関係がありまして、今、北海道マリンビジョン21という計画の見直しの作業が進められておきまして、平成25年度にその見直しがされる予定になっております。それらの見直しがされれば、また、私どものマリンビジョン計画もそれらを踏まえて見直しの必要があるということを考えておきまして、今のマリンビジョン協議会の中では、急ぎの関係で湖南地区へのものについて協議をしているんですが、その後、開発局の見直しの作業の進み方、それと私どものほうも、今までの実績といいますか、そういったものを最終的に整理をしまして見直し作業というのが必要になるんだというふうに考えているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 今、縷縷説明されていますけれども、そうすると、この厚岸地区マリンビジョン策定委員会なんですけれども、これはいつできて、どういう方々がこれに策定委員として構成メンバーになっていて、最近の会議はいつ開かれているんですか。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 策定に当たっての協議会につきましては、構成メンバーでございますけれども、行政側として厚岸町、それから釧路開発建設部の釧路港湾事務所長、それから、当時なんですけれども、釧路支庁水産課長。それから水産団体として、厚岸漁業協同組合の組合長、それから厚岸水産物買受人組合の組合長。それから関係諸団体として、厚岸町商工会長、それから厚岸町自治会連合会長、それから厚岸観光協会長ということで構成メンバーになっております。そのほかに、具体的な内容を協議する機関として、そういった団体の事務担当ですとか、そういった者が入った委員会というものを設置しております。それは平成16年ぐらいからそういった会議を重ねまして、平成18年3月の策定に至る……（「今何年と言った」の声あり）平成16年から、第1回会議は平成16年12月24日、それから第2回が平成17年7月28日、第3回が平成17年9月1日、第4回が平成18年3月24日ということで協議会を開いて、原案を策定したというような形になっております。

それで、そこで策定のための会議が終わりましたので、その後同じメンバーでもって、新たに今の厚岸地域マリンビジョン協議会というものを設置しまして、それは平成19年に設置しまして、平成19年とそれから平成20年、ちょっと日にちはあれなんですけれども、平成20年に協議会を開いて協議をしているというような状況でございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 それで、湖北地区で計画していたというのが困難になりましたと。それで、それを変更していかなければならないというための手順はどういうふうに進められたんですか。こういう協議会等は全く無視して進められてきているんですか。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） マリンビジョン計画の中に湖北地区ということの位置づけがされているのは承知をしておりましたけれども、一方で、漁港の整備計画との関係がありまして、漁港の整備計画づくりが進まなければ、この漁港の整備が進まないものですから、その漁港の整備の計画が平成14年度から平成23年度までの10年間で基本的な整備の計画、前の計画ですけれども、だったんですが、この衛生管理型の関係の協議がなかなか進まないということで、平成24年、今年度まで国のほうでは事業期間を延ばして

おります。その10年間ということもおおむね10年間という計画の中での運用になりますので、24年度までということまで今までの計画が進んでおまして、その後の計画を平成25年度から10年間ということで計画が策定されなければ漁港の整備が進まないというようなことがございまして、その中ではまず、漁港の整備計画の内容をまとめなくちゃいけないということで、それをずっと平成23年くらいから、衛生管理型の関係もあるんですけども、それらのほかにも漁港の整備での課題というのはたくさんありますので、そういったことも含めて新たな10年計画の内容の調整を進めてきておりました。それで、その中で最終的には衛生管理型の分をどうするのかということ、以前からの経過は、今質問の中でもちょっと説明をさせていただいていたんですが、具体的には平成23年12月以降、湖南地区側での方向性を検討すると。検討して、防災対策なんかも含めて協議を、具体的に湖南地区側の方向でいろんな協議を進めてきたという状況でございまして、最終的に湖南側というのが、開発局と国のほうと漁協と町のほうで、ある程度そういった方向性が出たのが大体去年の5月、その後、方向性に向かって協議を進めて、去年の12月に漁業協同組合、市場の開設者でありますので、その整理、期間決定のものを優先させていただいて協議を進めてきたということでございまして、もう少しマリビジョン協議会のほうとして話を進める必要もあると思いますけれども、そういった漁港の計画との関係があるものですから、そちらのほうの整備計画の策定に向けてのものを、そういう形でそれを先に優先して協議を進めてきたという内容でございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 何か、ちょっと逆さまでないのかなというふうに思うんですよ、物事の進め方が。厚岸につくるものは、厚岸町民が利用するんですよ。厚岸の漁業者、あるいは、そこを利用して得たものを加工したり販売したりするのも厚岸の方々なんです。それで、何か私ちょっと今ずっと聞いていて、町民を置いていつているんでないかなという気がするんですよ。この問題が議会で議論されるのは、これが配付されたときはそれなりにこういう方向で行くんだなとみんな納得しているんです。ですけども、今、課長がおっしゃったように、23年度までの計画はこうだったと。だけど、その後どうしなければならない、だけど、それがうまくいかない。それで、23年度だったけれども、24年度まで延びてしまったという説明をされていますけれども、そういう相談を議会にしたことあるでしょうか。私、一昨年からは厚文ですから、総産の委員会に、いやいや、困ったからどうしたらいいんだろうという相談をしたというのは、私は伺っていないんですよ。それから、そういう問題があったときに、協議会を構成している方々にも何の説明もないわけでしょう。一部の開発だとか道だとか町、それから漁協ですか、これら以外の人は誰もわからないですよ。そして、漁協の総代会か何かで変更したことを知って、これは大変だという話になっているんですよ。そうすると、設置した協議会は何だったのかと。あるいは、町民は、その事業策定に当たって何の意見を述べることもできなく、ただただ決まったことを受け入れるということしかできないのか。これは全く民主主義からいったらとんでもない話ではないのかなと。非常に私はこれ、進め方は尋常でないというふうに思いますよ。誰も知らなかったら、議員が知らなかったら、議論にも

ならないで、ある種、急に向こうで工事が始まって、ああ、そうかということになっちゃうんですよ。こういう進め方っていいんですか。私は非常に、このままでは、ここはちょっと譲れませんね。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えさせていただきます。

厚岸漁港につきましては第3種漁港でございます。すなわち国直轄の事業をもって整備がされておる漁港でございます。しかしながら、漁港の管理は北海道でございます。そういう中でいろいろと事業を推進するに当たりまして、第3種ということで、国が責任を持って整備計画を立て、そして、そこで整備が計画を持って進められておるわけです。しからば、その漁港整備に当たっての計画等における段階においてはどうかと申しますと、大体、各漁港全てがそうであります。行政、漁協、そして国の3者でいろいろと協議する中で漁港計画というものを作成いたしておるわけでございます。町と申しますと、これはもちろん、先ほど強いご指摘があります町民との関係に相なるわけではありますが、私といたしましては、漁業協同組合、利用者等を含めて連携を図りながら、やはり漁港整備をしていかなければならないということで、そういう3者協議を持ちながら、いろいろと国に要請すべきことは要請して、今日まで10カ年ごとの漁港整備計画に基づいて厚岸漁港が整備されておるのであります。

そこで、今回はちょうど見直しの時期なんです。今、担当課長からお話があったとおりであります。そういう中で、いろいろと協議を重ねておるわけございまして、そういう中で、マリナビジョンのお話がありましたが、平成18年に推進地域として国が認めてくれた計画があるわけではありますが、その計画の推進に当たって我々はいろいろと今協議をいたしておるということでございますので、この点についてはご理解をいただきたいと思っております。

ですから、衛生管理型の施設はもちろんのこと、高潮対策とか老朽化対策とか、いろんな漁港整備があるわけありますので、この点の推進に当たっては、さらに協議を重ねながら、厚岸のまちづくりに大きな効果が出るように、その計画を取り進めていくべきではなかろうかと、そういうふうにご考慮いただいております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 第3種漁港であると、それで国がそれを行う、あるいは管理は道がという、そういうことは私も重々わかっています。ただ、地域にあるものは、やっぱり地域の声が生かされてつくられていかなければならないと思うんですね。そして、地域の人がいやすい漁港でなければならぬというふうに思うんです。そして、国、道、厚岸町というようなお話をされましたけれども、町長、厚岸町は、そこに地域の人が入れないのであれば、地域の声の代弁者が町なんです。ですから、そういう問題が起きたときに買受人組合、そういう人たちは、向こうに持っていってもどうですかという話ぐらいがね、こういうものを示される前にやっぱり相談すべきではなかったのかなというふう

に思うんですよ。その相談がないから、結果的には納得できないでいるわけでしょう。

ですから、そういう問題に今隘路があると。その隘路を打開するためにはどうしたらいいだろうという相談がやっぱり不足していたんではないのかなと私は思うんですね。非常にリーダーシップのある町長ですから、それはわかりますけれども、ですけれども、後々、禍根を残すようなことだけは絶対しないんだということをやらないと、この計画も、結果的に向こうに移ったけれども、いろんな問題が出てしまって、結局やっぱり真龍のほうがいいなというようなことになったんでは困るんですよ。そういう慎重さというか、そのあたりがちょっと不足していたんではないのかなと私は思うんですけれども、再度いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

まず、基本姿勢であります。

今回の湖南地区に移設開設すべき市場を含めた衛生管理型施設については、できた結果、また、利用者にとっても、厚岸町にとっても、ああ、いいものができたなど、まずそれが大事なことであります。その目標に向かって今最善の努力をさせていただいておるわけでありまして。

そこで、衛生管理型施設の中でも、一番重きを置くのが市場なんです。もう何回も繰り返しますが、その市場の位置をどうするかも含めて、衛生管理型施設を平成20年に漁業協同組合が総代会をもって湖北地区にということの決定をいたしておるわけでありまして。しかし、今回は、いろいろな諸条件、整備するに当たっての諸条件が大きく変わったわけでありまして、その結果、漁業協同組合、市場開設者であります。漁民ともいろいろと何回も協議を重ねた結果、20年に総代会で決めたことについては変更すべきであるということで、昨年12月1日に、総代会で湖南地区にということ決定を見たわけでありまして。まず、そこが私はスタートと思ったわけでありまして。

その後、直ちに、仲買人組合ともいろいろ協議を重ねておるわけでありまして、さらにまた、マリナビジョン協議会においても協議を重ねていかなければならない。いろいろな手順があるわけでありまして、今そういう最中であると、協議中であるということでございますので、この点につきましては、ご理解をいただきたいと思っております。

●委員長（佐藤委員） 他に1目ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

2目水産振興費。

12番、室崎委員。

●室崎委員 きのうちもちょっと農業関係のところでも申し上げたんですが、きの中はちよっ

と円高と円安を言い間違ったりして大変申しわけなかったんですが、円安がどんどん進んでいる。これは結構結構という話でにぎわっていますが、水産関係でいいますと、まず、燃油、燃料、これがはね上がっているわけですね。これはまず水産業の皆さんにとっては、生産コストというのですか、その大きな部分を占めることになりまして、じゃ、その分だけ価格に反映できるかといったらできないですよ、今。そういう中で、結局、利潤がそれだけ減っていくことになりますよね。大変な問題だと思うんですが、町としては、これの対策、これらについては、税金の問題がいろいろあると思いますけれども、どんなことを考えていらっしゃいますか。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 燃油の関係につきましては、おっしゃるとおり、そういうことがそのまま船の油、それから昆布であれば船外機、それから乾燥機のものにも影響してくるということでございますけれども、それにつきましては、軽油につきましては、軽油引取税の継続ですとか、そういった形での漁業界総体としての取り組みなんかはしております。そういうことは承知しておりますが、町として、具体的に油のことに關して直接的な対応というのは今のところ考えておりません。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 同じような悩みを持っている地域は厚岸町だけじゃないですね。町には町村会というようなものもありますよ。いろいろなものを通じて、やはり国やマスコミにアピールしていかなきゃならないと思うんですね。町が独自でもって燃油に何か特別な税金をかけていて、それを下げるといような種類の問題ではないんですけれども、やはりマスコミも東京中心なのか、大企業中心なのかよくわからないけれども、東京から見れば、シベリアの隣でかすんでいるような小さな町で、その漁業に従事している人たちが頭を抱えているというような、庶民の暮らしにきちんと光を当てたような報道というのは全然ないですよ。大企業のちゃらちゃらした話ばかりが今走って歩いている。

そういう中で、やっぱりこういう問題を、国の政治を動かしていく力のあるような人たちに、こういう問題をどうするんだというようなことをきちんとアピールできるのはやっぱり町なんです。そして、自治体の連合体なんです。

そういうわけで、こういうことを早急に行って、やはりここで額に汗して働いている人たちのために、何ができるのかということをごきちんと考えていただきたいんです。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 燃油の問題につきましては、漁業ばかりではなく、酪農につきましても同じようなことがございまして、町村会等の陳情内容ですとか、そういったものには、一次産業のそういったものに対する対応ということで、要望内容に入れておりますので、そういった取り組みについては引き続き対応してまいりたいと思いま

す。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 非常に状況が切迫していますので、強くお願いしたいということです。

それでもう一つお聞きしますが、ここの215ページに地域ハサップというのが出てまいります。それで、前回、何日か前に地域ハサップについてはお聞きいたしまして、厚岸町ではサンマに関して衛生管理マニュアルという地域ハサップをつくっていますよというお話があったんですが、ごく簡単で結構です、資料を出していただいたので、まず説明をしてください。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 資料に、第1号説明資料ということで、衛生管理マニュアル、サンマ編ということで出させていただきました。実は、この前の議論にもありましたけれども、サンマ編というふうに書いているということは、次の魚種なんかのこともつなげていきたいというふうに考えていたんですが、実はこのサンマ編で終わっているというような状況があります。申しわけありません。

それで、このマニュアルにつきましては、平成16年に町内の各加工場、全部ではないですけれども、加工場と、それから市場、製氷冷凍工場、それから漁船、これをちょっと委託事業でもって業者さんに調査をしていただきまして、そういった報告を受けております。それに基づきまして、まず、こういった衛生管理の取り組みを進めていかなければならない。その一つとして、まず、サンマについてマニュアルをつくっていただくということで、こういった取り組みになっております。

これにつきましては、ちょっと時間がかかったんですが、平成20年の1月に最終的に整理いたしまして、その水産業対策協議会の中の関係者でもって集まっていただいて、まず、できることから始めましょうということで、こういったものをつくって配付したということでございます。

それで、開きまして2ページでございますけれども、できることから始めてみませんかということで、これに至った内容を若干書かせていただきまして、3ページに移りまして漁獲編、それから、その次に水揚げ編、次のページに移りまして搬入編、それから5ページでは人づくり編、それから作業環境編、そして、8ページに施設設備編と、それから9ページに保管・出荷編ということで、漁獲から最終的に保管・出荷までの中で本当に基本の部分、本当の基本部分を、こういった取り組みをまず、それぞれの段階で認識をしていただいて、そして、そういった取り組みを進めていただきたいと。その上で、もっとこうしたいほうがいい、ああしたいほうがいいという話をまたさらに協議して、いいものにしていきましょうということで、配付して、1年たった次の年に、またそういった担当の方に集まっていただいて協議をしておりますけれども、その段階では、ふだんは守れるんだけれども、繁忙になったときは非常に難しいんだというようなことのお話もありまして、ただ、この内容については、今のところまだ修正、変更等は特にな

いというようなことで、その段階でそういったお話をしているということでございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 前にお聞きしたときも、担当課長は口ごもりながら、一番大事なのは意識だということをおっしゃっていましたね。どんな立派なものをつくっても、こっちの口から入るときには全部きれいに足を洗って消毒して入ることにしているんだけど、向こう側にはがばっと口があいていて、そんな面倒くさいところを通らないで、みんなが入りしてしまったら終わりだというような意味のことをおっしゃっていました。厚岸町は地域ハサップをサンマについて行っていますというふうに言えるのかどうか、これだけを読んでですよ、実態がどうかということは今ちょっと別にして、これだけを読むとちょっと疑問なんですよ。

参考資料として活用していただければ幸いですというようなことが書いているんですね。そうすると、もしこれが全く利害関係、関係のない第三者に渡って見たときに、厚岸町は地域ハサップを行っているんだというふうに思うのかどうか。ああ、参考資料かと、やるのかやらないのかわからないんですね。それで、今のお話聞いていると、どうもこれに従って行っているかどうかはわからないんですよ、今の答弁では。具体的などころ、どうなんですか。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） この地域ハサップの取り組みということでは、当初、私も描いていたのは、まず、ステップ1として、マニュアルを作成いたしまして、その上でマニュアルの実践、普及啓発を図って、そういう取り組みをつなげた上で厚岸ブランドといいますか、厚岸版の地域ハサップというような形で段階を踏んでいきたいということで当初描いておりました、その一つとして、まず初めとしてこういった取り組みをしたということでございます。ただ、その後、各加工場さん、それから市場ですとか、そういったところの担当の方に集まっていただいて、これを次の段階に進めるという形の話になったときに、今お話しのように検証することもなかなかできないものですから、どうしても加工場であればそれぞれの加工場さん、そういったそれぞれのところの取り組みにどうしてもなってしまうものですから、そこで立ち入れない部分もありまして、そういう部分でなかなか話が進んでいかないというようなことがございます。

この話が出たときには、先ほどの話の中でもあった衛生管理型の話もあった中で、こういったものの取り組みというものも関連してあったんですけども、それらが停滞したというようなこともあって、取り組みというのが進んでいないというような状況でございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 1目のほうがちょっと絡んでくるかもしれませんが、お許してください。

マリンビジョン計画の中でも、地域ハサップの推進というのは非常に強こうたっていますよね。何回も同じことを言うんだけど、こういうものがきちんとできていなければ生き残れないという時代に入ってきたということは事実だと思うんです。ただ、いろいろな資料をとりますと、みんな口をそろえて同じことを書いています。それは、前にも私も言いましたが、消費者が望んでいるもの、あるいは消費者が持っている意識と生産者の意識が違い過ぎる。結局、生産者は毎日扱っていますから、その中でこれで十分だという何らかのものが出てくるんだけど、それを消費者は、そうですねとは言わない時代になってしまったということだと思うんです。そこらの意識のギャップをどうやって埋めていくかということは、これから非常に大事な課題だと思います。

地域ハサップ推進として、毎年同じような、これが多いか少ないかは別にして、予算がついています。ですから、町の責務だというふうにお考えだと思うんです。それはそのとおりだと思うんです。そういう中で、これがきちんとできていかなければ、衛生管理型漁港の実現なんていうことは無理ですよ。仏つくって魂入れずという言葉もありますけれども、どんな設備をつくったって、別に裏口あけてさっさと入ってしまえば、ゾーニングなんていうものは全く意味がなくなってしまうわけです。あるいは、ここでは、大変失礼だが、見て、ゾーニングという意識から見ると、要するに衛生的な場所と、それから、そうでない場所をきちっと分けて、AからBにぴゅっと行けないようにしてしまうということなんですが、そういうものがどうも、これを見るとちょっと明確に見えないんです。

このごろは見たことないんですけれども、何年か前までは、よく、いわゆる真龍地域の漁港近くで働いている人たちが、昼になると白い頭巾をかぶって、白い服を着て、白い長靴を履いて、ぞろぞろと町の店に買い物に来ていました。また、そういう衣服を身につけなければならないようなところに入っていくときに、何かNASAのシャワーじゃないけれども、ああいうようなところで全部菌を落として、大丈夫ですよというような格好にして入っていくとは思えなかったんですよ。そうすると、格好だけなんです、そういうことは。ゾーニングなんていう頭はないわけですね。仕事をするときは白いのを着なさいというから、はいと言って着ているだけで、それが何を意味するかは従業員の人たちはわかっていないのではないかなと思われる。そういうような状況の中で、幾ら施設の中に仕切りをつくっても意味がないんです。

ですから、この地域ハサップというものを実現していくための険しい道のはあると、そのように思いますけれども、やはりこれは相当厳しい、それは実際に仕事をする人たちにとっても厳しいものが今要求される時代に入ったという意識を持ってもらわないと、この後、水産関係全てを含めて生きていけないということだと思いますので、この点はひとつ強力に進めていただきたいと。議会というところの立場ではこの程度のことしか言えないんですけど、よろしくお願ひしたい。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 全体的な地域ハサップということの取り組みを進めていきたいということでは、段階を踏んでというような形で考えておりましたけれども、それ

がそのまま進んでいないという中で、衛生管理研修会というのは、継続をしてきております。

当初は、衛生管理研修会にも余り反応がないといえますか、加工場さんですかそういったところに声かけをしているんですけども、なかなかそういうものに集まっただけでない、担当者だけが来てというような部分もありました。ただ、こうやって回数を続けていくうちに、その従業員も出させて、研修の一つにするんだというようなお話も聞いてきております。ですので、こういったことは当然継続していかなければいけませんし、その上で、衛生管理型の漁港施設の整備に向けて、そういうものがまた目標としてあれば、その取り組みに対しての意識もまた変わってくるんだらうというふうに考えておりました、それに向けていく中で、それらの推進も図っていききたいなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

5番、中川委員。

●中川委員 私は、ここの217ページの説明欄にあります環境・生態系保全活動支援事業について、ここでいいと思うんですけども、質問させていただきます。

このことにつきまして、厚岸漁業の大宗漁業であります昆布の雑草駆除についてでございますけれども、課長も町長もご案内のように、組合員、そして組合挙げて、この雑草駆除に長い間かかわってまいりました。それに町の応援、補助金も賜って、それぞれ長く雑草駆除をやっていたんですけども、このおかげで、皆さんの話を聞きますと上の昆布森、あるいは釧路東部、下では浜中、散布の昆布状況を見ても、厚岸が早くからやっていた関係で、繁茂状態が非常にいいと皆さんに言われているんです。そこで、それにまたプラスしまして、自民党から民主党に政権がかわりましたが、3年間、これは北海道もだそうなんですけれども、環境保全活動支援事業という長い名前で1,280万円、3年間でございますけれども、いただきました。これは皆さんわかるように、予算が増えますと、それだけ雑草駆除をやる地盤が多くなりますので、これはよくなるのは当たり前なんですけれども、それで大変漁民も我々も喜んでいたんです。

それで今度、また民主党から自民党に政権がかわりまして、我々は民主党でつけていただきましたので、今まで以上に事業費がふえるのかなと期待していたんでありますけれども、2月中旬の役員会で組合長から報告があったんですけども、水産庁の課長補佐が札幌に見えられて、その関係する組合の職員を集めまして、いろいろ説明があったそうです。その段階で、我々が期待してたんですけど、裏腹に今度半額になってしまうと。困ったなという話でございまして、それで組合長からも町長に、機会があれば、この分を何とか今までどおり予算が欲しいということをお願いしたと、こういうことでございます。私も役員の一でございまして、この場をおかりして町長に、機会がありましたら、そういう私たち組合の意を酌み取っていただいて、ひとつご支援をいただければなど、そういう気持ちで今立たせていただいたわけでございます。

それで、どこがどうなったのかなと思ひまして、産業振興課のほうに指導を仰ぎましたら、国のほうは今までと同じなんだそうでございますけれども、北海道が抜けたんだ

そうですね。これは町長もご案内だと思うんですけども、その分が減ったそうなのでございまして、組合長も今言いましたようにお願いしたそうなんですけれども、私からも、いろんな機会を捉えて、その北海道が減った分、何とか獲得していただきますようお願いを申し上げたいと思います。よろしくお願いたします。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） 今、強い要請があったわけでありまして。やはり良質な昆布を生産するためには、雑草駆除は極めて効果があるわけなのでございまして、特に厚岸漁業協同組合におきましては、昔であれば、氷が流れてくれば雑草駆除になるんだという時代もあったわけでありまして、みずから漁業協同組合単独で雑草駆除に入ったということは、極めて私は敬意を表する次第であります。他の漁業協同組合は、国の制度とか、そういう制度待ちでやっていたわけでありまして、厚岸漁業協同組合はいの一番に単独事業として、町の補助もあります、事業計画を立てながら雑草駆除を行っていた。その結果が今日の生産高につながっていると、私はそういうことを考えているわけなのでございまして、そういう中で国の支援もいただきたいというお話もあり、いろいろと今、中川委員からお話があったとおりであります。

実は、その予算が減らされたということについて、私、認識しておりませんでした。今初めてお聞きいたしましたわけなのでございまして、これも厚岸町にとっても重要な課題であります。なお一層、中川委員からの強い要請もありましたので、働きかけてまいりたいと、そのように思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） ちょっと事業の内容についてご説明をさせていただきます。

環境・生態系の事業につきましては、平成21年度から5年間ということで、平成25年までの5年間の予定でもって進んでいた事業でございます。それがおっしゃるとおり、事業を水産多面的機能発揮対策事業という形に今回変わるということなんです。それで、環境・生態系の事業のときは、北海道に協議会を設置しまして、その北海道の協議会に対して国から事業費の2分の1を支出しまして、それから北海道が4分の1、厚岸町が4分の1と。厚岸町はその4分の1に対して組合のほうからの協力ということをお願いしているところでございます。そういう事業で進めてきておりまして、ことしの25年度予算についても、それに合わせた形で5年目ということですので、計上させていただいております。

去年の暮れから制度が変わるといような方向性の話はあったんですが、具体的な内容については、今もまだはっきりとしたものが出ておりません。ただ、今示されている部分では、最近やっと聞こえてきているのが、事業費の2分の1という形ではなくて、国は定額分を支出しますと。ただ、その定額の額の単価が2分の1に下げられているような形のようなようです。としますと、国は、2分の1分を全額出していますというふうに言えるような制度に何か変わってきているようです。ただ、これも今の段階では要

項もそういったものも何も出てきていませんし、まだ本当に内容がわからないというような状況でございます。

ただ、今の考え方でいくと北海道の分のかかわりがなくなってくるものですから、北海道の分がどうなるのかなという状況が確かに出てくるということでございます。ただ、当初から5年の事業ということで進めてきておりまして、町も当初予算に計上させていただいておりますし、北海道も予算については当初の予算で今までどおりのものを計上しているということでございますので、その取り扱いを今まで去年と同じような形でこしもお願ひしたいということで、私どももそういった話は今後も続けていきたいと思ひますし、また、町長が札幌のほうに出た際には、そういったお話もしていただきたいというふうに町長にもお願ひしたいと考えております。

●委員長（佐藤委員） 5番、中川委員。

●中川委員 今、力強い町長の答弁いただきましたし、課長からも詳細にわたって説明いただきました。課長にも、いろいろ出る機会も多いと思ひますので、私たちの気持ちを酌み取っていただいて、町長、そして課長と、ともどもひとつ頑張っただきますようにお願ひして、質問を終わります。ありがとうございます。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） 再度答弁させていただきます。

全力を尽くして昆布漁業振興のために努力をさせていただきます。よろしくお願ひしたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

2番、大野委員。

●大野委員 僕からは、漁業の後継者のことについてお伺ひしたいと思ひます。

先日、漁家年代別戸数という表を提出してもらっているんですけども、ここで2008年のデータなので、今から4年前ぐらいのデータで、109件の後継者、漁家数が457戸中ということは、パーセンテージにしたら25%程度。今までずっと質問あったように漁港を整備するよ、昆布の漁場も整備するよといった中で、25%しかいないというのは、かなり危機的というか、本当に真剣に考えていかなきゃ、いざ10年後整備し終わりましたといったときに、昆布とる人もいない、魚とる人もいないといったら、これはちょっと言葉は悪いですけども、そういうような状況になつては、せっかくの施設が生きてこなくなる。ここ厚岸町は第1次産業で生きている町と言つたらちょっと適切ではないですけども、そういう町なので、やっぱり町として後継者対策、農業にも新規就農とかいろいろ条例をつくってもらっていますけれども、漁業に対してもやっぱり真剣に、先に取り組んでいかなきゃならないと思ひますけれども、そのお考えはどうなんですか。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 昨日出させていただきました資料でございますけれども、これにつきましては5年前の農業センサスの数字ということで、457件中109件という数字でございますけれども、ただ、この数字が本当に後継者が全くいないのかというと、ちょっと実態と違うのではないのかなというふうに思っております。漁業の場合は、元気であれば、本当に80歳を超えても昆布をとりに行ったりですとか、アサリの漁に行ったりですとかということもされておまして、そういった部分では、かなり漁業に携わる時間というのはすごく長くて、それで70歳以上も109人いるというようなことでございます。それと、若い方で、一回外に出て、最終的にまた戻ってくるというような形で後継者になる方もかなりいらっしゃいます。ですので、そういう意味では、ちょっとこの数字が全く現状に合っているかということ、そうではないのではないかなというふうに考えておりますので、ちょっとその辺はご理解いただきたいと思っております。

それと、ただ、減っているということは間違いなく減っております。漁業協同組合の組合員数が毎年減ってきていることは事実でございますので、そういったことは確かにありますので、その部分では、やっぱり問題を抱えているということは確かなことでございます。

ただ、対策なんですけれども、対策として農業のように新規着業を求めるといいますか、新規着業をしてもらうための土台といいますか、そういったものが漁業には、ちょっと農業のほうと違まして、やはり経営者になって漁業活動するためには漁業権が必要になりますけれども、組合員になるためには3年間の実績が要る。さらに漁業権を得るためには、また何年間かの実績が必要というようなこともありまして、漁業権をとることがなかなか難しい状況にあります。

それともう一つは、その漁業権が、例えば昆布をやっている、それでアサリの島を持ってやっている方もいらっしゃれば、昆布をやっているホッキの漁をやっているだとかという、いろいろ漁業権の種類もたくさんありまして、そういったものが縦横無尽にありまして、なかなか漁業権を取得している方が減ってこないというような状況がありますので、そうするとそこに新しく入れていけないというようなこともあって、新規着業という部分では、今の厚岸の状況では難しいんだというふうに思っています。

それとはまた別に後継者の取り組み、後継者対策としては、ことしも翔洋高校から卒業された方の中で家業の後継になるという方もいらっしゃるというふうに聞いておりますので、そういった部分で翔洋高校の魅力がまたどんどん上がっていくことによって、翔洋高校を出て後を継いでいくというような方がふえてくればいいなということで考えておりますけれども、ちょっとなかなか農業の部分も難しいですけれども、漁業の部分も難しいという状況がありますので、ちょっとご理解をいただきたいと思っております。

●委員長（佐藤委員） 2番、大野委員。

●大野委員 以前にも聞いたことがあったので、漁業権のいろいろな問題があるというの

はわかっているんですけども、まず、後継者の対策として、僕が言いたいのは、漁協にも青年部がありますよね。そこには20代、30代、40代の方が、年代別にいろいろいると思うんですけども、その人らと町が懇談会をすとか、若者の意見を聞いて今何に悩んでいますかとか、そういうのを全部拾い上げていって、これは何か対策を打てるなとか、農業も含めてなんですけれども、やっていただけたら、幾らかは先が見えてくるんじゃないかなという気がするんですけど、その辺、どうでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 青年部との関係につきましては、直接私どもではないんですが、カキ種苗センターのほうで支援をさせていただいております。青年部活動の中でアサリ島のいろいろな、耕運といいますか、そういったことに対してこういうことをやりたいというようなことで、そのセンターのほうで知見を求められたり、そういったものの協力をしたりですとか、カキの天然発生がなかなか確認できない中で、青年部としてそういった取り組みをしてみようということをやった経過なんかもありまして、そういったことで、カキ種苗センターのほうで青年部のほうとそういう協力をいろいろやっています、そういった中でいろいろな話なんかも聞いております。そういうことを続けていく中で、いい方向に行けるようにしていきたいなというふうに考えているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 2番、大野委員。

●大野委員 今、カキ種苗センター、僕もカキ種苗センターの武山さんからいろいろ聞いたことがございますけれども、やはり町長を含めた中で、やっぱり若い人たち、これからどうしたいんだというような意見をどんどん聞いていって、それに対向する施策を打っていくという町の姿勢をやっぱり出していかなきゃ、これからの時代はだめじゃないかなと、そんな気がするの、よろしくお願ひしたいなと思います。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えさせていただきます。

極めて重要な課題であるということを受けとめております。

昨日は、酪農の農業後継者についてのいろいろなご意見があったわけでございます。きょうは漁業後継者についてのご意見がありました。厚岸町の基幹産業をなしております1次産業が後継者不足の状況にあるということは、厚岸の将来に大きく影響を与えるものでございます。そういう意味では、極めて重要な課題であると私は受けとめております。

そこで実態ですね、産業別の就業者数を見ますと、大体、総就業者の中でも漁業関係者が24.4%おります。しかしながら、5年ごと約5%から14%前後の減少率が起きておるわけございまして、極めて漁業に従事する人方が減っているという現状にあること

は間違いがないわけでありませう。

そういう意味においては、今、御指摘のありましたように、漁業協同組合も、組合員の進行発展のためには組織として全力を尽くしておると思いますが、私からは、それを超えての、厚岸町としては何ができるのかということも課題としてはあるのではなからうかと思ひます。そういう意味においては意見交換をするということも大事なことになるかと。今ご提案がありましたので、前向きに検討をさせていただきたい、そのように考えますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 私も環境・生態系保全活動支援事業についてお聞きします。

先ほどのやりとりの中、要するに今やりとりを聞いていて私なりに理解したのは、環境・生態系保全活動支援事業、25年度の総事業費でも約1,900万円ほどの事業になっているんですけども、ここに載っているのは町の負担分なんですけれども、この事業が25年度はなくなると。なくなったかわりに水産多面的機能発揮対策というものが手当てされたということなんです。であれば、この予算とかに載っているもの、3カ年載っているものも、やはり当然補正対応で全て変える必要が出てくるということですよ。なおかつ、今現在、この環境・生態系保全活動支援事業では、道の負担というものも、ことしの事業の中では470万円ほどあるようになっています。それが切りかわる水産多面的機能発揮対策事業のほうでは、今のところ何とも言えないから、それについては北海道のほうにもお願いをしているんだということに理解をいたしました。

そこで、ことしの漁場改良が別にありますよね。漁業協同組合が行って、厚岸町もその一部を助成している事業というものがあつたんですけども、そちらのほうは65ヘクタールといったものの中で、それに足りない部分が今まではこの環境・生態系のほうの岩盤清掃ということでやられていたと思うんですけども、総体的な数量というものがどのようになるのかですね。次年度以降の3カ年の漁場改良を見ると90ヘクタールというふうにもなつているので、今までも、ことしの65ヘクタールプラスの、引く90で、足りない分のマイナス25ヘクタールがこちらの環境・生態系のほうでやられていたと思うんですけども、じゃ、水産多面的になつたときに、この25ヘクタールが何ヘクタールになるのか、ふえるのか、減るのか、そこら辺の説明というものをいただきたいと思ひます。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 環境・生態系の事業が平成21年から始まりましたけれども、その前はずっと町の単独の補助事業でもって実施をしておりました。そのときは、基本的には90ヘクタールを毎年やりたいと。漁業協同組合としては、そういう形でずっとやってきておられます。事業費については大体5,000万円規模ということで継続をしてきておりました。

平成21年に、その環境・生態系の事業ができたときに、その環境・生態系の事業でや

れば国が2分の1、それから北海道が4分の1ということで、そういったところでの負担がふえますので、漁業者の軽減が図られるということになりますので、それに乘らせていただいた。ただ、本当は全額乗りたかったんです。全部乗ってそういうふうになれば一番よかったです、そこはやっぱり枠がありまして、1地区について9ヘクタールの枠がありまして、それを3倍まで認めるということで、27ヘクタールまで認められております。その27ヘクタールの分がモニタリングも含めて1,280万円という事業でございまして、その前まで5,000万円に来ていた分を、その1,200万円は環境・生態系に持っていまして、残りの分を町の補助事業でやってきたと。ですので、総体としては、90ヘクタールの5,000万円規模の事業ということですとずっと継続をしてきております。

ですので、その90ヘクタールを毎年雑草駆除をやるということで、ずっとサイクルを組んできておりますので、その90ヘクタールの実施については、今後も何とか維持していきたいというふうに考えておりますし、そういった形で漁業協同組合とも話はしているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 何とか毎年の漁場改良というものが進めていっていただけるように、今後も努力してもらいたい。

農家さんの酪農草地の整備改良というものは、1件に対して何ヘクタールですよ。でも、厚岸のような漁家、昆布漁家だけで250件ぐらいでしょうか、そのくらいで90ヘクタールですから、割り算するとずっとずっと1件当たりの面積が少ないんだと、そういうことも言った中で、何とか国の継続する水産多面的機能発揮対策というものでも、25年度から27年度までですよ。じゃ、その後というものが今現在は全然考えられていないわけなんですから、そういうものを含めても継続的な国の支援、また、これに対しての北海道のさらなる支援というものも強力に要求していってほしい。先ほど町長からもお答えされたので、それについてはいいんですけども、私からも強く要望したいなというふうに思いますので、お願いいたします。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 昆布の漁業につきましては、北海道の中で重要なポジションを占めております。大きな漁獲では3番目だったと思うんですけども、そういった位置を占めておりまして、北海道としても、この昆布の生産数量が何年か前から2万トンまでいかないというような状況がずっと続いてきております。そういったことで、非常に昆布の漁業の継続に対して、北海道のほうも危機感を持っておりますので、そういった中で、こういった事業につきましては当然継続をしてもらいたいということがありますので、そういったことも含めて要望をしていきたいと思っておりますので……。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 昆布の漁場改良について、わかりました。

あと環境・生態系の中では、今までも肉食性巻貝の駆除というものもやられておりましたよね。それが今回の切りかわるであろう水産多面的機能の中ではできるのかどうか、その確認をしたいと思います。

また、水産多面的機能の中には、救難所関係の機器更新とか、そういうものも何かできるみたいな記述があるんですね。厚岸にも、それは総務費のほうになっちゃうのかもしれないですけども、日本水難救済会厚岸救難所があるわけなので、そういったものの機器更新とかにももしこういう事業が使えるのであれば、そういう検討というものも、ぜひ救難所さんのほうと進めていってもらいたいなというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 肉食性巻貝の関係につきましては、この環境・生態系の事業の中で肉食性巻貝と、それからヒトデの駆除ということで実施させていただいております。それで、その事業につきましては、先ほどの水産多面的機能発揮対策事業の中の地球環境保全という項目の干潟等の保全という中に、機能低下を招く生物の除去ということでこれが位置づけされておまして、この事業でもって継続するという形になっております。

それと、救難所の備品の関係につきましては、厚岸町も救難所のほうに大きな補助金を出させていただいておりますので、そういったものの中で備品の関係なんかも確かに載っております。その辺につきましては、救難所のほうと協議をしながら、もし活用できるようなものが出てくれば、また検討をしていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

それでは、時間が中途になりましたので……（「議長。済みません。時間ありませんので、ちょっとまだ5分前なので進めてください」の声あり）

ありますか。じゃ、5番、中川委員。

●中川委員 3目で。次、進んでほしいんです。だめですか。

●委員長（佐藤委員） 2目、他にありますか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、3目漁港管理費に行きます。

5番、中川委員。

●中川委員 すみません、図々しいお願いしまして。

ここでいいと思うんですけども、市場の裏側に、私も何回か一般質問したり予算で質問したりしました風呂が、ようやくと言ったらお叱り受けますけれども、できたそうなんです、その運営というんですかね、状況について、簡単でいいんです、もう時間が迫っていますので、簡単にひとつ説明願えればと思いますので、よろしく願います。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 休憩施設の改修につきましては、3月8日に工事が完成しまして、9日に検定をしております。施設的には完成をしましたので、今度は、浴槽を設けることになっておりますので、公衆浴場法の許可を得るということで手続を進めておりましたけれども、今回、落成届というものを保健所のほうに上げまして、その検査を受けるということになります。それを受けますと新年度から使えるようになりますけれども、外来船が来るのは7月以降ですので、それに向けてそういった受け入れの関係は、また組合とも調整をしながら進めていきたいというふうに思っているところでございます。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

それでは、昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時56分休憩

午後1時00分再開

●副委員長（中川委員） 委員会を再開いたします。

委員長にかわりまして、副委員長の私が審査を進めてまいります。よろしくお願いいたします。

それでは、216ページの3目漁港管理費から進めてまいります。

ありませんか。

（な し）

●副委員長（中川委員） なければ、進みます。

4目漁港建設費。

9番、南谷委員。

●南谷委員 5款3項4目漁港建設費。総事業費が、この事業は1億4,200万円、そのうち1,800万円ほどの厚岸町の負担ということで地方債の充当ということなんですけれども、やっこの事業予算がついたということなんです、実施時期、いつころになるんでしょ

うか。

●副委員長（中川委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 床潭漁港の整備につきましては、平成24年度でもって調査設計を行いまして、平成25年度で整備をするということで北海道のほうから話を伺っておりました。そういう計画で今進んでいるということでございましたけれども、実は、今週の3月11日だったんですけれども、釧路総合振興局と建設管理部の担当が見えまして、まだはっきりしたところまではいっていないんですけれども、調査をした結果、当初、あの物揚場の陥没した場所というのは先端の部分でした。先端の部分が陥没しまして、その先端部分を取りあえず崩れないような形で、応急措置をして、そして調査をしていたわけなんですけれども、あそこは矢板を打って、その上にコンクリを打って漁港をつくっていますけれども、その矢板が、当初先端部分に穴があいてひどいという状況でいたんですけれども、調査を進めていくうちに、腐食が全体の部分に及んでいてかなり薄くなってきていると。先端ばかりでなくて全体的に薄くなってきているという状況があるということでもって、それに合わせた形で設計を組んでいかなきゃいけないということで、まだそれは最終的に固まっていないようなんですが、当初は先端部分だけの改修でいいのかなというふうに思っていたんですけれども、全体に及びそうだというような話になってきています。それで、それにつきましては、まだ詳細設計等やっていませんので、事業費もまだ出ていないということでございまして、今、早急にそういったものを行っている最中の途中経過ということでお話をいただきました。

それともう一つは、整備するに当たって、国の予算が、この事業につきましては平成25年度予算で進むことになっていたんですけれども、25年度の予算の成立が遅くなる見込みですので、それに合わせていくと、手続的には前出しと、1メートルか1メートル50ずつ出して、そして矢板を打って、そこの中を埋め込んでという形になっていきますので、その1メートル50分の漁業権の喪失が必要になります。それともう一つは、公有水面の埋め立てということが必要になってきます。それで、そういう手続がまた必要になりますので、漁場喪失の関係につきましては漁業協同組合の総会の議決が要りますし、それから公有水面埋め立ての関係につきましては、厚岸町議会の議決も必要ということになりますので、そういった内容が正式に決まってから図面なんかもできた上で、そういった手続に入ってくるということも必要になりますので、それらも踏まえていくと、ただ、いずれにしても工事期間が25年度では難しいのかなというような話もこの前されたところでございまして、漁業協同組合の担当とも一緒に話を聞いておりますけれども、ちょっとその辺が流動的になってきたというような状況でこの前聞いたところでございます。

●副委員長（中川委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 僕自身は、この予算計上で、できれば今年の棹前までにも、6月にはあるわけ、正昆布に間に合えば、そんな思いで数字を見ていたんですけれども、ただいまの

説明ですと、公有水面の埋め立て、当然、今説明があったように組合の総会の議決と、簡易的な方法も総会の議決をとるほうもあるんですけども、議会の承認もと。今、調査段階だと。下手したら今年の25年度にも工事の着手というのは難しいのかなという説明であったというふうに、ちょっとがっかりして聞いていたんですけども、やはり危険な状態でもあるし、中途半端な工事でもうまくないと思うんですけども、やっぱり浜にとって支障を来しているのは事実でございますから、ぜひ、早期に着手されるように最善の努力を図るべきだと思いますが、いかがでしょう。

●副委員長（中川委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） できるだけ早くということで私どもも当然そのように思っておりますし、関係する北海道のほうも、そういったことで去年の5月にわかったんですけども、すぐ対応に入ってくれたということで、北海道のほうも一生懸命やっただいております。

ただ、そういう中で、公有水面埋め立ての手續、それから漁組の手續もあるんですが、予算の成立が遅れる関係と、それから工事期間を3月末までに終わらせるというところの部分で、事業が当初の先端部分だけから見ると全体に及びますので、膨らむ形になりますので、そういった部分で、そういう工事期間がとれないということも出てきておまして、そういった理由で難しさが出てきているということのお話でございます。

いずれにしても、できるだけ早くそういった施設の改修ができるように、これからも協議を進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

●副委員長（中川委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 事情はよく理解させていただいたんですけども、やはり浜の皆さんにすると、今年は成昆布までには何とかなるだろうと、そういう期待をしていると思っております。ですから、やはり期成会等も含めて、しっかりその辺のアクセスをして、浜の皆さんに不便をかけているわけですから、予算要請、だから、急いで中途半端なものでは困ると思うんです。浜の皆さんにこういう事情でこうなんだということをしつかりアクセスをしていかなければ、町としても、1年たっているわけですから、きちっと経緯経過というものを浜の皆さんに周知していただいて、理解を得て、国や道のほうにはなるべく早目に着手していただけるような最善の努力をすべきだと思います。いかがですか。

●副委員長（中川委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 地元のほうとは、昨年末にも一回、この関係について説明会を持っておりまして、詳細が詰まりましたらまた改めてそういった会議を開きますということでやってきております。ですので、今回の話も、この3月11日の段階でそういった地元との協議もやってきている経過もありますので、そういったところに対しての説明も必要だということでは、北海道のほうとも、漁組のほうとも、認識をしております。

て、もう少し内容が明らかになった段階でそういった対応はしていきたいと思ひますし、北海道のほうにも引き続き要望していきたいというふうを考えております。

●副委員長（中川委員） ほかにござひませんか。

（な し）

●副委員長（中川委員） なければ、進みます。

5目養殖事業費。

8番、竹田委員。

●竹田委員 5目、カキ種苗センターでお聞きしたいと思ひます。

1年半くらい前になろうかと思ひます。3.11の後にホタテ盤にカキをつけて、100連ほど実験をしたというふう聞いておりましたが、その後の結果はどのようになつていたんでしょうか。

●副委員長（中川委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） ホタテ盤にカキの種苗をつけるということにつきましては、おっしゃつたとおり23年の震災以降、そういった要望を漁業協同組合のほうからいただきまして取り組んでおります。

ホタテ盤での施設については、カキ種苗センターの中では、その幼生の飼育は当然そこまでは同じですので、センターの中で対応できるんですけども、それ以降、ホタテ盤に付着させるための水槽ですとか、そういったものは、種苗センターのほうのものでは効率的にできないものですから、そういったことのお話をしまして、外のほうに漁業協同組合のほうでビニールハウスを道単事業でもって用意をして、水槽も用意をした中で、海水、それから電気ですとかは種苗センターのほうから引いた形でやっております。

それで、平成23年度につきましては、117連を生産いたしまして、その分については漁業協同組合のほうで、漁業班の役員さんに配付して海のほうに入れているということでござひます。それから、24年度につきましては、370連を生産いたしまして、組合のほうを通して漁業者のほうに配分されております。

この事業につきましては、一応、試験的にそういったものを進めやってみるということで、3年間ということで組合のほうと話をしておりまして、そういった中で今年もやってほしいという要望は受けておりますけれども、まだ生産数量ですとかそういったものについては、最終的な内容については、今まだ組合のほうで調整をしているという段階でござひます。

●副委員長（中川委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 これまで23年、24年、25年、水槽等の取得については、漁業協同組合が道の

補助を受けてやったと。そのほかのポンプで水を、海水を汲んでためたりする電気代等の部分については、厚岸町の持ち出しということになるんですね。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 施設的な部分については、平成23年度に道単事業を使ってビニールハウスは作りましたが、あとの水槽だとかは、いろいろほかにあったものを活用したりして使っております。

それで、カキ種苗センターからは、海水と、それから電気を供給しているんですけども、その光熱水費にかかる分につきましては、実費として組合のほうから負担をいただいております。ただ、センターのほうでは、試験的に協力するという部分では、ほかにかかる経費もあります、いろいろ。人件費もかかっておりますし、油代も実は海水を温めるためには当然必要ですし、餌代も、実は正式には餌料藻類ということで売っておりますけれども、それも生産すると経費がかかるということになります。ですので、そういった部分については、試験事業ということで進めておりますので、今、センターのほうで協力をしているということで、最低限、光熱水費にかかる分について負担をしていただいているという状況でございます。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 かかる費用の分け方としてはわかりました。人件費、油代と、あと餌代も厚岸町の持ち出しですよ。何にせ、このカキ種苗センター、ホタテ盤に子を取りつけさせて、今まで宮城からずっと仕入れをして、それを厚岸の湖内と湾の中で飼育をしているということで、カキ漁師さんが、養殖事業の形態としては何十年もやってきたことで物すごくなれている。その反対、カキえもんの初期だったシングルシードのぼらで養殖をするということについては、余りなれていなかったがために、どうもカキ漁師さんがたくさんいる中で、シングルシードの養殖にこぎつけるということになかなか難しさがあったということで、漁師さん全体に広まらなかったというのは事実ですよ。

●副委員長（中川委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 当初、平成11年から生産をスタートしておりまして、平成11年、12年、13年ということで、その間は無料で生産をした種苗を漁業協同組合を通じて配付しております。そのときには、無料の中で、漁業者のカキをやっている方皆さんにやっていただいたんですが、平成14年から有料でもって、そのときも普及期間として値段は下げた3分の2の値段でもって種苗供給をしておりまして。ただ、16年、17年に種苗のへい死がありまして、その段階で、春に漁業者に供給した種苗が夏を越して死んでしまうというような状況がありまして、そういった経過の中から生産者数はなかなか増えていかないと。減ってきたというようなことが続いておりまして、その後、約30件弱まで減ってきていたんですが、平成24年度は40件ぐらいままでまた来ておりまして、その

カキ漁師さん120件いるうちの40件という部分では、増えていっていないという部分は確かに全体の部分ではありますけれども、また少しそういった対応をしている漁業者さんも増えているというような状況があります。

●副委員長（中川委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 金額もさることながら、町としてのカキの種苗センターにかける情熱も無論ありますけれども、金額も相当かかっているんだというのが資料を見てわかるんですけれども、平成11年からの、組合で実験的に3年間、11年のときに384万9,000個、平成12年に843万5,000個、平成13年に68万8,000個を上げてきているわけですね。それはどのくらいの費用がかかったのかが資料に出ていないのでちょっとわかりませんが、平成14年から歳入歳出の収支の計上が14年度で5,154万円、ずっと平成24年も5,150万5,000円と。浮き沈みは5,000万円あったり6,000万円あったり、7,000万円のときもずっとあるんですけれども、これを足すと約5億7,380万3,000円というふうになる。そして、平成11年、12年、13年のこの3年間で組合に普及促進するためのものでカキを実験させていただいた経費等々を計算すると、この平成14年から24年で約6億円のお金が町から出ているわけですね。厚岸町においてカキが年間3.5億円から約4億円くらいというふうに私は聞いているんですけれども、平均で大体の計算をすると出てくるんですけれども、投資した金額がどこまで投資を続けなきゃいけないのかという、売り上げに対してのバランスというんですかね、その辺がよく見えてこない。例えば、年間3.5億円から4億円、カキが売れてきたとしても、そのうちの約6分の1から7分の1の売り上げに対して厚岸町が持ち出しをして支援をしているというふうに、結果的に今までの計算ではなってきたわけです。

そこで、このカキの種苗センター自体を、いろんないきさつでお話が行ったり来たりあるんですけれども、当初、数年間厚岸町が種苗センターを運営していくので、その後、漁業協同組合がそれを受けてやるというお話も当時あったと。がしかし、書類上の形式というか、その実態はないように伺っているんですけれども、その辺のやりとりは不明なのでわかりませんが、厚岸町でこれだけ持ち出しをしているのであれば、そろそろ指定管理とかという、そういうことも考えながら、厚岸町と漁組との話し合いをするべきことも考えなければならないんでないかというふうに思います。

指定管理の金額もどの程度一定に出すべきなのかというの、そろそろ試算をして考えなければならない時期に来ているのではないかなというふうに思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

●副委員長（中川委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） カキ種苗センターの収支につきましては、公債費も含めて、公債費が大体2,000万円ぐらいあるんですけれども、それも含めて差し引きすると5,000万円前後の赤ということはそのとおりでございます。

その公債費につきましては、平成25年度で終了するというので、今後はその分が減っ

で3,000万円ぐらいになろうかなというふうには思っているんですが、そういう状況の中で、平成24年度決算見込みでは三角の数字が4,400万円ですね。ちょっと済みません。そういう赤になっていると、三角になっているということでございます。

そういったことはずっと経過としてあるものですから、そういうことと、それから、行財政の改革という中で、やっぱりその分について町が持っている施設についての、当初、指定管理ですとか、部分的に委託ですとか、そういったことも当然検討しなければならないということで、そういった指示も受けております。それで、その辺は漁業協同組合の担当とも話は若干するんですが、三角の状態が大きいものですから、そういった部分での話というのはなかなか進められないというようなことがあります。

それともう一つは、難しさとしては、カキ種苗センター自体が、カキ種苗センターの役割の中に調査研究という事業も持っておりまして、4,000万円なり5,000万円の三角がそういった調査研究をして厚岸町の海の環境をずっと補足していております。これのデータというのは、将来の厚岸のためには物すごく大きな財産になるんだというふうに思っております。ですので、そういった部分のカキ種苗センターの役割、それともう一つは、ブランド化したカキえもんの知名度が上がってきている中でのブランド化の効果というのは、やはり間違いなくあるんだというふうに思っております。そこの部分を考えると、三角の部分が単純に三角だからということにはならないなというふうに思っております。そういうことも含めて、今後、また組合さんのほうとも協議はしていきたいなというふうに考えております。

●副委員長（中川委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 漁協管理のほうでも、市場の問題で食の安全というふうに、それがまず一番なんだという町長の話もございました。無論、この種苗センターについても、厚岸町の公としての立場としてやるのが物すごくメリット性があるということは、もうこれは言うまでもなく多大だと思えます。ただ、やはりそこにどうしても費用がかかる。そのかかる費用がかかり過ぎるのか、また、かけてもいいのか、悪いのか、どこまでかければいいのかという、当然議論になってくるというふうに思うんです。

今、課長がおっしゃいました調査研究の部分についても、これは私は一般の民間がやるというよりも、やっぱりきちっとしたデータをとっていかなければならない。これは町としては譲れないものだとか、それからどこの部分が譲れて、どこの部分が譲れないのか。そして、譲っても、それは安全で、そして安定的にやっていただけることなのかどうなのか、また、職員の体制もあると思えます。職員といえども、ただの職員でなく、本当にカキを愛するように育てていっている、誰しもができない、厚岸町になくしてはならないすばらしい技術を持った方がいるように聞いております。そういう方もこれからも大事にしていかなければ、カキの通常の1から10に書かれたマニュアルどおりに誰しもができ得るものでないということも聞いております。その中で、マニュアル以外に突発的なことが起きたとしても、その職員たちが対応して、今まで何度も何度も乗り越えてきているわけですね。そういった厚岸町の財産とも言うべき大切な職員のこともあると思えます。

メリット、デメリットそれぞれあると思います。抱えなくてはならないものは抱えなきゃならない。そして、捨て切れるものは捨て切って、その中で、どうやっていけば一番厚岸町のメリット性があるのか。そして、漁業協同組合としても、いただけるものはいただいて、その中で民の力、つまり、例えば餌料藻類にしても、カキの改良にしても、ホタテ盤につける技術等も職員と一体になってやっていくということで、販売力というのが、そこで物すごく民の力というのは町よりもずっとずっとすばらしいものがあるというふうに思います。そういった互いのメリット、デメリットを探りながら、少しでも町の財政が楽になるような方策をぜひ早目に進めていってほしいなというふうに願うわけでありましてけれども、町長、その辺はどうでしょう。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

行政運営は、基本的には、費用と効果を十分に考えた予算執行をしなければならない、これは当然のことです。しかし、一方、その責任を負うことも大事であります。ということは、私でできないことを公でやるということも一方に求められると、私はそのように考えておるわけでありまして。

そういう中で、公の施設であるカキ種苗センター、これはカキ種苗センターのみならず、現在、厚岸町が行っております全ての公の施設、赤字なんです。しからば、それを財政が厳しいからといってやめていいか、産業の振興ということを考えれば、例えば酪農地帯における、きのうからいろいろな課題になっております町営牧場の問題、さらにはまた、上尾幌にありますセンターの問題等々、やめた場合に産業の振興ということを考えればどうであろうということも出てくるわけでありまして。

そこで、カキ種苗センターにつきましては、私は、漁業の振興には大変役に立っている。特に今日、カキえもんがブランドになっているということは、厚岸の産業に大きなウエートを占めている、そのように言っても過言でないと思います。それだけカキ種苗センターの役割は大きくなってきておると痛感をいたしております。

そこで、今日、シングルシードの種苗を配付するのみならず、今お話ありましたとおり、震災後、ホタテ盤におけるカキを養殖するための試験研究、さらにはまた、厚岸湖をきれいな湖にするために調査研究、さらにはまた餌料問題、いろいろと多種多様にわたった仕事も多くなってきております。

そこで考えますことは、これだけの役割の中で、将来の種苗センターの運営はどうあるべきかと考えた場合に、以前は、実は種苗センターを漁業協同組合に委託しておりました。しかしながら、現体制の中で委託することがより効果的かということでの判断の中で、やはり直営にすべきであるということで、一部条例改正をしていただいて今日あるわけでありまして。

そういうことで、漁業協同組合に指定管理者としてこの事業を行ってもらうのがいいのかどうかは、これは当然将来の課題として考えていかなければならないだろうと、私自体もそう考えておりますが、一方、今ご指摘がありましたとおり、町の施設であるからというような、生産者からすればそういう考えもあるのかなという気がいたしますが、

しかしながら、現行でいいという考えは持っておりません。やはり財政の健全維持をするためには、公の施設をどうするか。これは種苗センターのみならず、先ほどお話ししました各施設のあり方、これを今後考えていかなければならない行政上の課題であるということは認識しておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●副委員長（中川委員） 8番、竹田委員、よろしいですか。

ここで、ほかにございませぬか。

（な し）

●副委員長（中川委員） なければ、進めます。

222ページ。6目水産施設費。ありませんか。

（な し）

●副委員長（中川委員） ずっと行きまして、6款1項商工費、1目商工総務費。ありませんか。

10番、谷口委員。

●谷口委員 この商工一般で、北海道再生可能エネルギー振興機構に5万円ということなんですが、この機構は、今どういうことをやっていて、厚岸町にどんなメリットがあるのか、ちょっと教えてください。

●副委員長（中川委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えをさせていただきます。

この北海道再生可能エネルギー振興機構でございますけれども、昨年の12月に設立された団体でございます。道内の再生可能エネルギーは豊富だと言われてはいますが、それを有効に活用するためということで設立された団体でありまして、目的としましては、再生可能エネルギーに関する講座セミナーの開催、あるいは導入、事業運営に関する相談、助言、指導、それと再生可能エネルギー政策、技術に関する調査研究資料の収集、あるいはエネルギーの啓発であるとか、印刷物の刊行、頒布、そういった道内で再生可能エネルギーを普及するために必要なさまざまな情報を集めて、そして、広く皆さんのほうに情報提供しながら、普及促進を進めていこうと、先頭に立っていこうという団体でございます。

それで、昨年来の一般質問でも、再生可能エネルギーに関する一般質問があった中で、若狭町長もいち早くこれに賛同するよということで入会の姿勢を示しておりましたけれども、実は設立した段階において、年度途中であっても、会費が5万円程度かかるという部分では、新年度から正式に入った中で、いろんな情報を収集しながら、厚岸町内でそういった情報の収集、あるいは普及に向けた取り組みに役立てていこうということ

で加入するものでございます。

●副委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 この機構の果たす役割というか、それは大まかに何となくわかったんですけども、この機構が何かを運営してセミナーをやるだとか、上映するだとか、それだけなのか。例えば、今、厚岸町で持っている再生可能エネルギーの原料というか、風だったり太陽だったり、あるいは森林資源だったり、また、中には捨てるようなものもそれが資源になりかわるだとか、いろいろありますよね。そういう調査あるいは研究をしたい、それからこういう話を厚岸だったら何ができるんだろうと、そういう専門の講師を招いてのセミナーというか講座というか、そういうものを開くときにこういう機構を利用することができるのか、そのあたりはどういうふうになっているんでしょうか。

●副委員長（中川委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） この機構自体が事業主体となって、ハード的なのというか、そういった調査研究というものは、項目の中では調査研究、資料収集とはありません。道内の各市町村でどれだけの再生可能エネルギーを保有しているというか、北海道では賦存量という言い方をしておりますけれども、そういったものがあるのかというものを国や北海道等から情報を収集して、そして、必要な自治体のほうに提供するというような部分を今考えておりますし、あるいは、今言われたようなイベントであるだとか、フォーラム、シンポジウムといったものをこの機構のほうで開催して、構成する団体のほうに広く参加者を募って、普及啓発を進めるということの事業計画があります。

ただ、どうしても、今、24年度も、私も厚岸町は正会員にはなっていなかったんですが、案内はいろいろいただいております。その中では、会場が稚内だとか、どうしても遠い場所での開催ということだったものですから、参加はできなかったわけですが、こういった情報がこれからはどんどん来るようになりますので、機会を得て、有効なときには参加をしながら情報を収集していきたいというふうに考えております。

●副委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 行政だとか、それから、例えば木材を扱っている人、それから太陽光発電だとかいろんなのがありますね。そうすると稚内が今かなりいろんな施策をやって、稚内は進んでいますよね。そのほかにも風力は日本海側にずっとあったり、あるいは、木質のバイオだとか、ペレットだとか、そういうもので進んでいるところ、足寄だとかいろんなところにありますけれども、そういうところに行くのもいいんですけども、厚岸町は意外と森林が多いんですね。そういうことを考えると森林だとか、あるいは農家の牛ふんだとか、そういうものをどうするのか、そういうことを検討したいという人もた

くさんいるのではないのかなど。そういうことを考えると遠くまで出かけるとなるとなかなか町民は大変ですよ。ですから、そういうのを積極的に関係団体と連携した中で、厚岸町にそういうのを招いて講座なんかを開くなんていうことはできないのでしょうか。

●副委員長（中川委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 今言われたのは、厚岸の会場で、そういった勉強会的な部分を開くと。そういった際に、こういった機構のほうから講師だとかそういった方々の協力を得て開催することもということでございます。そういった部分について、ちょっと具体的に可能なのかどうかというのは、またことしの25年度の、昨年12月に設立された団体でございまして、25年度の総会というのはこれから開催されますので、そういった事業計画を見ながら。

ただ、そういった今言われたような講師派遣というのは、この機構でなくても、国であるだとか北海道におけるいろんな制度を活用してもできるかもしれませんので、そういった部分は勉強させていただきたいなというふうに思っております。

●副委員長（中川委員） よろしいですか。

ほかにここで1目ありませんか。

（な し）

●副委員長（中川委員） なければ、進めます。

2目商工振興費。

6番、堀委員。

●堀委員 私、ここで商工振興一般、企画になるかもしれないですけども、ちょっとお聞きしたかったんですけども、商標登録ですね。

厚岸町というのは、私、手前みそかもしれませんが、北海道内でも道民に対しての認知度というのは高い部類の町だなと。また、全国的に見ても、結構全国版のテレビにも放映される回数にしても多く、全国認知度というのも低くない町だなというふうに、それはやはり行政機関である厚岸町もそうですし、また、いろいろな生産物を扱う人方のたゆみない努力というものがそういう結果を持っているのかなというふうに思うんですよ。

ただ、そのように認知度が広まっていけば広まっていくほど、逆に言ってしまうと、厚岸産何々、厚岸何々というような商品というの全国的にも結構出回るようになります。そうしたときに、そういう商品に万が一何かがあった場合、例えばそれがにせものであったりとか、ちょっと品質の落ちるものであったりとか、そういうネームバリューを下げるようなことがあったときに、やはり全体のイメージダウンにつながりかねないと私だと心配するんですよ。そうしたことを考えたときに、厚岸とか厚岸町、厚岸産とか、そういうようなものの商標登録、そういうものを考えるべきじゃないのかなと。

例えば、私たちの町は厚岸と漢字で書いた字で読めますけれども、厚岸牡蠣というのを下のほうにローマ字で「KOUK I S I K A K I」とか、そういうふうにローマ字表記して、そのように読ませて、漢字だけは厚岸牡蠣といったものが仮に出回ってきたときに、そういうようなものにもしっかり対応できるようなものを考えていかなければならないんじゃないのかと。今ちょっとカキだけを例示しましたがけれども、そういうものがいっぱいあるんじゃないのかなというふうに思うんですね。厚岸産何々というようなものがあっても、実際にはどこでつくられているのかわからない、誰がつくっているのかもわからないという、そういうものもしっかりと管理、管理とまでは言えないんですけども、しっかりとそれを認知する、そういう必要性があると思うんです。

そのために、商標の登録というものがもしできれば一番いいのかなというふうに思うんですね。実際に例えば、余り他国のことを、中国のほうでも、讃岐とかそういう実際にもう全国的に広まっているものを向こうで登録して、例えば向こうのほうに輸出したときには、もう登録されているから、その名前を使えませんよというのが結構出てきますよね。そういうものも考えたときには、そういう対策というものを考える必要があると思うんですね。これについてはどのようにお考えでしょうか。

●副委員長（中川委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 実は、これと直接でないかもしれませんが、皆さんもご承知のとおり、ご当地居酒屋というブームで、カキ酒場というものを東京の日本橋のほうでオープンしていただいて、大変好評を博しておりますけれども、あの際にも、厚岸町という名前をつけた場合どうなのかというお話もいろいろあって、私どもも顧問弁護士さんのほうにいろいろご相談をさせていただいて、そのときには、商法ではないですけども、名板貸という制度があって、それに抵触するようなおそれもあると。町という場合ですね。ただ、厚岸といえ、これは地名というか場所を指すということで、その使用を制約するようなことというのは、これは恐らく難しいだろうということでございます。ですから、厚岸ということで商標登録等というのは、今のところ難しいのかなと思っています。

ただ、厚岸カキであるとか、そういった商品名をもって地名と何かを重ねることによって特定できるものを商標登録するというのは可能かもしれません。私ども承知しているのは、質問委員もご承知と思いますが、カキえもんという登録をしていると。あとは、水産関係では、大黒サンマというのも登録されているんですね。そのほかというのは余りまだ、私どもも承知していないんですが、あくまでもそういうような商標登録する際に当たっては、業者さんのほうがそれぞれの商品をもって登録するというのが原則になるのかなと。ただ、そうはいっても、どれだけそういった情報というか知識を持っているのかというのはあろうかと思っておりますので、そこら辺については、ちょっと研究させていただきたいなというふうに思っております。

●副委員長（中川委員） 6番、堀委員。

●堀委員 商標登録が難しいのであれば、あとは認証制度というのも町でできますよね。町が認証する町内産品という中で、認証マークというものをつけるということで、口で言ったら、ばった物と正規物との違いをはっきりさせるような、そういうこともできるとは、やれとは言いません。当然認証するのは認証するだけの検査や何かも必要ですし、継続的な監視というものもずっと必要になりますから。常に全国市場の中でも、にせものというか、便乗商法というような形の中で、そういうものが起こり得ないようなことというのは、やはり気をつけていただければなというふうに思うんですけども、どうでしょう。

●副委員長（中川委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 例示ということで認証制度という話もありました。以前には、厚岸にも物産振興会というのがあって、その物産振興会の推奨する制度ということで、マークみたいなのを張るというのも過去にはあったわけでございますけれども、今委員も言われたように、それをやるためには徹底した基準だとか、それをどういうふうな判断をするという部分を徹底しないと、変な形で進めてしまうと、逆に産業振興に結びついているのかという部分にもなりかねないというのがあります。ただ、一方では、水産関係あるいは農業関係の部分でも今まで言われていたとおり、こういった貿易というか、世界的なこういう流通が出てくると、なおさらのことブランド力という部分が物を言ってくる時代になってきておりますので、そういった部分につきましては、先ほど商標登録を含めてお話ししましたがけれども、研究をさせていただきたいというふうに思います。

●副委員長（中川委員） よろしいですか。

10番、谷口委員。

●谷口委員 今回、住宅用の太陽光発電システムの奨励に商品券をもって助成をするというふうになっておりますよね。ハッピープライダルのほうは、これは一般的な交付金になっているんですけども。それとプレミアム商品券を支援するというところで500万円予算化されておりますけれども、厚岸町でことし、このほかに、後のほうに出てくるんだと思うんですけども、住宅の改修の助成を予定しておりますよね。

それで、厚岸町がこういう助成を行う場合に、商品券助成というのはやはりいいなというふうに私は思うんですね。町内でお金を回すということを考えると、大いに進めていくべきではないのかなというふうに思うんですけども、今回は太陽光だけが商品券の助成になっておりますよね。それで、できれば、私は、ほかの制度の助成もありますから、民生費だとかいろんなところのね、そういうものも含めて、やはり厚岸町の助成制度はなるべく町内で循環するように商品券を発行し、それを利用していくと。ただ、全部上手に換金になっていくかという点ではいろいろ問題もあるようでありまして、町内でお金を回す仕組みはやっぱり商品券が非常に有効ではないのかなというふうに考えるんです。プレミアムがつかないからなかなか買っていただけないというのものもあるの

かもしれないけれども、町の補助事業に商品券を使うということになると、それはそれとして回る仕組みになるのではないのかなというふうに考えるんですけれども、どうでしょうか。

●副委員長（中川委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） ご質問者の意図は十分私どももわかります。

ただ、住宅太陽光システムを商品券のほうで支援しようというふうに考えたという部分は、実は8番竹田議員からの一般質問の際にも答弁させていただきましたけれども、その事業効果が、商品券を使わなかった場合、町内で受注できる業者さんというのはまだまだ少ない現状にありますので、そうすると一部に限られてしまうと。その業者さんと太陽光発電を設置した施主さんにだけその効果が及ぶというふうにとらわれてしまう心配もあるなど。結果的には再生可能エネルギーをやっているわけですから、国民のためにもいいことをやっているんですけれども、そういうふうにとられがちになってしまうという意味では、厚岸町内に少しでもその効果が発揮できるようにということで、地元でしか使えない商品券をもって交付しようというふうになったところでございます。

ハッピーブライダルの方でございましてけれども、これはここ何年、大きな結婚式も行われていないと。釧路で行われて1万3,000円の会費を200人も300人も行くということは、それだけの会費だけでも厚岸町から出ていってしまっていると。それを何とか地元に戻していきたい。なおかつ、助成するにしても、地元を使ってくれた経費に対して20%、30万円を上限にして支援しようということでは、そこで町内の消費の拡大にもこれは結びついているんだらうなというふうなことも思いました。

それと、これは私どもの創設する思いなんですけれども、議員協議会の中でもご説明しましたが、このハッピーブライダルは、町内でなくても、町民でなくてもいいと言っているのです。町外の方でも、身内がこちらに、親がこっちにいる。結婚式、祝賀会もこちらでやる。そうすれば支援ももらえるということでやってくれれば、結果として厚岸町の経済の活性化にもなるという、町外の方の利用というのも想定しているんです。そうなったときに、例えばですよ、札幌の方が厚岸で祝賀会をやってくれたんだけれども、その支援が厚岸町内でしか使えない商品券だということが果たして魅力になるのかなというのもありましたし、ハッピーブライダルはずっと行われていないものと呼び水としてやるという意味では、魅力をつけなければやっぱりまずいのかなという部分で、額の大小という部分をいろいろ検討しましたがけれども、30万円上限、そしてなおかつ、厚岸に住居を有すれば20万円加算するということで50万円、この厳しい町の財政事情からすると本当に大きな事業費になっていると思います。その制度を生かすも殺すも、この制度の利用がどれだけあるかによって評価は分かれてくるんだらうなという部分では、走りの段階は、ハッピーブライダルの方については現金で走らせていただいと。

そして、制度要綱を今4月1日から制定しようということで準備を進めておりますけれども、これについても25年度ということでの制度要綱を考えてございます。ですから、25年度の運用状況を見て、25年度について改めて継続、必ずしも継続するとは限りません

けれども、継続する場合には、そういった部分も含めながら検討できるような形で進めていきたいなというふうな考えで、この制度をそれぞれ考えたということでございます。

●副委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 ただ、私が言いたいのは、せっかくいろんな助成制度をつくっているわけですね、厚岸町でもね。ところが、それがやっぱり町内で上手に回っていく仕組みをつくるのにはどうしたらいいのかなということを考えていけば、ブライダルの30万円は、私は商品券でもいいのではないかなと思うんですね。それから、その後の今言われました20万円でしたっけ、全部で50万円ですね。ですから、それは現金かもしれないけれども、町内で回る分については商品券でもよかったのではないのかなと私は思うんです。

ですから、それを町内の補助制度に全て、物によってはまずい場合もあるかもしれないですね。例えば、福祉灯油みたいに60リットルと決めているものを商品券でいってしまえば、幾ら出せばいいのということになりますから、それはしようがないのかなと思うんですけれども、そういう拡大を少し考えていくべきではないのかなというふうに考えるんですけれども、いかがでしょうか。

●副委員長（中川委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 住宅太陽光の部分については、委員もあえてこれについて言っているわけではなくて、ハッピーブライダルのほうも商品券で支援したほうがいい制度になるのではないかなという趣旨かと思えます。私どもは、この制度をことしだけではなくて、来年も再来年も、欲を言えば、今年度中に予算が足りなくなって補正をするような、そのぐらいの制度になっていただければいいなというふうに思っています。そのためには、やはりより魅力をつけさせるという思いもあるわけでございます。

それで、今、質問委員が言われているような地元の地域経済というか、商工業者に回るシステムという部分では、太陽光の部分で今回初めてプレミアムなしの商品券で支援をするということで、厚岸町だけでなく、商工会が発行するわけでございますから、今まで商工会はプレミアムなしの商品券というのは発行していなかったわけですね。これをやるときに商工会のほうにも相談させていただきました。商工会のほうとしても、ぜひそれについては協力をしたいと。あわせて、町がこれをやるための商品券以外にも、商工会としても、ことしは額は別として、少なからずの商品券を発行して、いろんな町でのいろんな動きがあるときに、贈答だとかいろいろありますよね、そういったときに使えるような商品券を商工会のほうでも販売をしようと。要は、昔言っていた愛町購買運動というか、町民の意識をいかに変えて、地元で消費をして、自分たちで支えていきましょうという意識啓発を進めていこうかというふうな動きにもなってきているという部分では、この太陽光システムの動きがよかったのかなと思っております。なおかつ、ハッピーブライダルのもそうなればもっといいのかもしれないけれども、その部分については、まずはこの事業がやってよかったなという評価をもらえるように向かっていきたいなというふうに思っていますので、ご理解いただきたいと思えます。

●副委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると、商工会のほうも積極的にこの問題に取り組んでいただけるということだと思うんですけども、やはりそうすると町挙げてそういうことに積極的に町民も、当然行政の職員も、それに積極的に協力するようなことを考えていかなければならないと思うんですね。みずから何万円分かを購入するぐらいの意気込みを持っていただきたいなと私は思うんですね。そうでないと、せっかくそういうものをつくっても、なかなかそれが浸透し切れなくて線香花火に終わっては困るというふうに私は思うんですね。私たちが去年行った葛巻町は、やっぱりそれをやっているんですよ。役場の職員が5万円、6万円と購入しているんですね。そして、それで町内で使っているというようなことをやっているの、ぜひ厚岸町もそういう効果を出してほしいなというふうに思います。

それから、ハッピーブライダルなんですけれども、4月1日から始まるわけですね。3月に結婚した人は対象にならないんですか。例えば3月に入籍をしたと。ところが、4月に、あるいは5月に披露宴を予定しているという人たちは、残念ながら条例の発効が4月1日からだからだめだということなんですか。そのあたりはどうなのでしょう。

●副委員長（中川委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 私どもの課の中でもいろいろ議論させていただきました。例えば1年前に結婚したんですけども、そのときには、二人で一緒になるのに準備もかかってゆるくなかったから、披露宴やらなかったけれども、町でこういう支援をしてくれるんならば、やろうかという動きだったって、そもそもこの制度の目的に合うんじゃないのという話にもなりました。ただ、それをやってしまうと、どこを境にして、1カ月前ならいいのか、2カ月前ならだめだとか、1年以内ならいいだとかという話にもなりますし、新たな制度を創設したという意味では、これは割り切って4月1日から、4月1日以降に籍を入れる、祝賀会を開催するというところで、割り切らなければならないんでないだろうかということで、私ども今制度要綱を詰めていますけれども、その中ではあくまでも4月1日以降ということで対象事業をさせていただこうというふうなことで進めているところでございます。

●副委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 入籍が4月1日以降ということですか。

●副委員長（中川委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 入籍も祝賀会も、いずれも4月1日以降ということで運用していこうということで進めているところでございます。

●副委員長（中川委員）　ここで、ほかにございませんか。商工振興費。ありませんか。

（な　し）

●副委員長（中川委員）　なければ、進みます。

3 目食文化振興費。

10番、谷口委員。

●谷口委員　道の駅なんですけれども、非常に好調だと、震災前に戻るような好調な状況になってきているというようなことが町長の行政報告の中にも書かれているんですけれども、それとことしは厚岸町で観光パンフレットも新しくすると、そういう説明がなされております。厚岸町のコンキリエのホームページだとか、それからパンフレットがどういうところまでどうやって行き渡るのか、私どういう仕組みになっていて、そのパンフレットってどこでどういう人にどうやって渡すのかというのがわからないんですけれども、そのほかに旅行なんかのホームページを見ると、厚岸町のホテルはどこで、旅館はどこで、そして泊まって、カキが大変おいしかった、もう一回行きたいとか、そういうのが載っていますよね。中には、ここはひどかったというのもたまに書いてあるときがあるんですけれども、大概非常に好評な意見で、またぜひ来てくださいと店主の方が書いてあったりするのを見るんですけれども、そういうものが一つあるのと、コンキリエのホームページはどのぐらい見られているのか私わからないんですけれども、ホームページを見て来られている方というのはどのぐらいいるのか、あるいは、パンフレットをごらんになってくる人というのはどのぐらいいるのか、わからないんですけれども、やはり魅力を伝えるものですね、ホームページだとかパンフレットというのはね、厚岸のね。そして、ぜひ寄ってほしいというようなことをやっているんですけれども、よくドーナツ屋だとかハンバーガー屋はクーポン券みたいなのをつくって、チラシの端のほうに、切り取って持ってきてくれたら1個増量しますよとか、増量というのかな、よくわからないけれども、そういうのが必ずついていますね。それで、厚岸町内でそういうものというのは今何もないですね。あるのかないのかわからないけれども。

それで、たまたま去年、私たちが視察に行ったときに、別に寄ったわけでも何でもありませんけれども、行く前に町のホームページを見ていたら、道の駅のページがありまして、このページを印刷して持ってくるとソフトクリームを100円引いて、5人分まで利用可能ですよというようなものがあったり、あるいは、よくあっちこちのそば、うどんをやっているようなところで、何か簡単なスイーツか何かを食後に提供しますよとかというのが、ホームページなんかを見ると印刷して持ってきてくださいというのがありますよね。そういうのを厚岸のコンキリエでやるか、あるいは商工会なんかのホームページを通して町内の飲食業者全てでこういうものを持ってこられると、何か少しはサービスをしますよというようなことを考えてみようなんていうことは、今のところ考えていないんでしょうか。

●副委員長（中川委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 観光振興一般の負担金という中に、237ページに観光振興一般とありますね。この中の負担金の中に、一番下に釧路圏観光キャンペーン推進協議会があります。これは管内の観光情報を冊子にした、A4を半分に切ったぐらいの大きさのパンフレットの部分なんですね。ぐる得クーポン付きのパンフレットというのは管内でつくっているんですよ。これには今言われたような、うちでいけば厚岸味覚ターミナルも入っていますし、町内の宿泊施設のところも入っていますし、一部お土産屋さんも入っていて、その中でこれを持ってくと何%引きになりますよという制度もやっております。

それと質問委員が言われたようなネット上でという部分では、全国的にやっているのはぐるなびと言われるコーナーがあって、そちらのほうには各企業さんがそれぞれ登録をするなりして、うちの場合には、そこからプリントアウトする、あるいは、今は携帯電話でその画面を見せるだけでもいいだとかというのがありますがけれども、そういうようなサービスをしているところは町内でもぽつぽつ出てきております。ターミナルもやっているわけでございます。

それと、コンキリエのホームページ、これがどれだけ見られているのかなど。これはちょっと私どもも把握はしておりません。調べろということであれば、問い合わせればわかるわけでございますけれども。それと厚岸町内に来るお客さんが厚岸の観光パンフレットをもとにどれだけ入ってきているのかと、これもつかみようがありません。ただ、道内でいろいろな物産展をやるだとか、プロモーションに行くであるだとか、あるいは、札幌の駅のところにある北海道の観光案内所であるだとかという部分には、常に情報を、パンフレットあるいはポスターなりを送って、掲示していただいて、皆さんに見ていただくと。従来は、パンフレットというのはそれだけの使い方だったんですね。質問委員言われたように、ホームページはホームページで別につくっていて、情報にするためのデータもつくっているということだったんですけども、今回初めて刷新をさせていただくと。昔と違って今の作成の仕方はアナログではなくてデジタルでやっていますから、データであるんですね。今回、業者を選定するに当たっては、その受託した業者はデータを全てよこしなさいと。著作権も厚岸町に帰属させなさいという形で今進めております。パンフレットという物でもありますけれども、それをデータ化したものを厚岸町に提供しなさいと。そのままホームページ上でも閲覧できるような形にして、事業を行うという形にしておりますので、このパンフレットを物でも見られますし、ネット上でも見られる。ですから、問い合わせが来て急いでいる場合には、どこどこ観光協会なり厚岸町のホームページから行くとパンフレットの情報が見られますよということでリアルタイムで紹介できるのかなど。あるいは、そういう方々ばかりではありませんので、そういったところには従来どおり郵送で送るという手法を用いながら、せっかくのこういったパンフレット刷新でございますので、今まで以上に有効に生かしたいなというふうに思っているところでございます。

●副委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

- 谷口委員 せっかくパンフレットを刷新して、そしてホームページにも掲載するということになりますよね。そうすると、今の町政要覧のあれぐらいのもので見るということができるといふふうに理解していいんですね。ただ紙がぺたっと張ってあるというのではなくて、そういうものだと。

それとやっぱり、私は、こういうものをつくることによって見てくれたんだということがわかると思うんですね。何も、この人、たまたま何だか旅行の企画で立ち寄ってくれたんだというのではなくて、こういうことまで見てくれて、これで来てくれたというようなこともある程度、やってよかったとか、ホームページを立ち上げてよかったとか、パンフレットをつくってよかったというような効果というか、そういうものもやっぱり必要ではないのかなというふうに思うんです。

それと札幌駅の案内所なんですけれども、私、どうなっているのかちょっとわからないですけども、ただこっちから一方的に送っているのか、厚岸の役場の職員も相当札幌には出張等で出向かれていくんではないのかなと。行くたびにできれば行って、一番前に厚岸のパンフレットを並べてくるくらいのことをしてもいいんじゃないのかなというふうに思うんですけども、そういうことはだめでしょうか。

- 副委員長（中川委員） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（湊谷課長） 最初にホームページ上での掲載の仕方ですけども、そういったデータをいただくということで、今の厚岸町要覧のような形で見られるか、どういうふうな形で載せるのか、ちょっとこれから検討させていただきたいと思っております。

それとクーポンの部分についても、実は道東道が帯広のほうまで開通をしてきたという部分では、帯広がオール十勝ということでキャンペーンをいろいろやって、そこで道東道を来られる方にクーポン付きのパンフレットを渡しながら。そのときに話も実はうちのほうにも来ていたんですけども、こちらのほうまでの普及の部分というのと掲載料と費用対効果を考えると、やっぱり二の足を踏む業者さんもいたということでしたけれども、今度は間近に白糠、阿寒と来るといふ部分では、今そういった戦略を練っているところもありますので、今度はオール釧路で、十勝に負けないような活動をしていきたいと思いますので、管内まとまって取り組もうとしておりますので、そういった中でも検討できるのかなというふうに思っております。

それと駅の観光案内所ですね。実は、今これ、20年ぶりに刷新、執行方針のほうに入っていると思うんですが、今までのパンフレットは昔判というか、B5、上がちょっと短いような、今では時代に合っていないような形で、なおかつ中身もちょっと乏しかったという中では、部数もなかったんです、余り。それで、いろんなそういうところからは、パンフレットを送ってくれということはあるんですけども、余り出していなかった。在庫も余りないという部分がありまして。できれば、うちのほうも有利な財源を見つながら、少しでも立派なものということで模索をしていたんですが、そういったことで作成が延び延びになっていたということもあったものですから、十分な部数が行き届い

ていなかったということもありました。今回2万部ということで、新しく皆さんに立派なものをお示しできるかと思っておりますので、そうなった折には、ぜひそういった部分に取り組んでいきたいなというふうに思っております。

●副委員長（中川委員） いいですか。3目でほかにございませんか。

（な し）

●副委員長（中川委員） なければ、進みます。

4目観光振興費。

9番、南谷委員。

●南谷委員 ここでお伺いをさせていただきます。

厚岸町観光協会、補助金になっているんですけども、489万3,000円、昨年も同様の金額が観光協会のほうに、これは繰り入れされていると。活動費というんですか、そういうことで観光協会の活動費に使われているという理解をさせていただいたんですけども、その主なものの使途というのはどういうふうになっているか、まずお尋ねをさせていただきます。

●副委員長（中川委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） この観光協会に対する補助金につきましては、事務局員の人件費、それと愛冠とあやめヶ原のほうにサービスセンターがございますけれども、それにかかわる運営経費、さらには、イベント経費ということで桜・牡蠣まつり、あやめまつり、牡蠣まつり、それと観光地めぐりというのをこのごろ行ってございますが、そういったかかわる経費、全額ということではありませんけれども、イベント経費に合わせた一部負担、それと観光協会のほうで開いているインターネット、ホームページに接続するために係る備品を含めた経費、こういったことになってございます。

●副委員長（中川委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 わかりました。そうしますと、協会が行っている事業の直接経費という捉え方をさせていただいたんですけども、それぞれ観光協会の皆さんが一生懸命汗を流して頑張っておられることは私も承知しております。毎年同じような金額だったものですから、はて、これでどうなのかなという疑念も抱いたんです。財政が厳しい折でございますから、その辺は理解をさせていただくんですけども、例えば、観光協会の役員の皆さんそれぞれ、私も会員になっているんですけども、代表者で頑張っていたけるんですけども、役員の皆さんの旅費、例えば東京厚岸会などに出張される場合の旅費とか、いろいろ諸会議があると思うんですよ。この辺の日当とか、そういうのというのは職員の皆さんと比べてはどうなっているんでしょうか。それぞれの団体ですから、

町がどこまで介入できるかという問題もあろうかと存じますけれども、まず、この1点目についてお伺いをさせていただきます。

●副委員長（中川委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 町からの補助金の中で、観光協会が主に会長ということに、どうしても代表ということになりますから、会長になるんですけれども、出張に伴う負担で見ていただいているのは、秋に札幌で行われるオータムフェスト、それと年明けに道の駅つながりて恵庭のほうで行う道の駅えにわにおける物産展参加、この2回にかかる経費の半分、2分の1に算定上なっております。そのほかの今言われたような東京厚岸会、これは観光協会に対してのご案内で、町からの依頼に基づいて行くという話ではありませんので、これは観光協会の自己財源の中で、状況に応じて出席したり欠席をしたりということでございます。

●副委員長（中川委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 確かにそこなんです。観光協会の事業で、観光協会の代表だから、当然観光協会が補填を、自分たちの代表として組織がしっかり出してやればいいんでしょうけれども、現実問題として、私はやっぱり役員になられた方の負担が、本当であればですよ、厚岸町の観光協会にそれだけの力があって、現実可能であればいいんでしょうけれども、これでは僕は現実問題として、順々に役員のなり手はいなくなってしまうのではないのかなと、かように思うんです。負担が大きいというんですか。やっぱり厚岸町の観光のために頑張っている、それを町がどこまで補填できるかというのは、私もこれはちょっと邪道なのかなという思いもあるんです。ですけれども、今、観光協会の補助の中にはこの分は網羅されていないと。あくまでも組織としてそういうものも補っていくべき、これが本来の姿だと思うんです。ですけれども、町としても、厚岸町の観光振興の発展のためには、私は何らかの対策、対応というものを、道をつけてやるべきではないのかなと。そうでなければ、活発な事業展開というのはできないのではないのかなと、かように私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

●副委員長（中川委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） ありがとうございます。事務局を担当するところ、私もそうは思うんですけれども、それと観光協会の会員自体もやはりどうしても高齢化になっていって、年々減ってきているという中では財政が厳しいと。ただ、だからといって、行政に甘えてばかりもいられないというのも現実なところでございます。観光協会は観光協会なりに、それであればいかにして財源を生むようなことを考えられるだろうかということで、例えば、厚岸漁業協同組合さんの協力をいただきながら行っている潮干狩りの回数を多くするだとか、お祭りを開催したとき、質問委員も皆さん会場に行かれてわかると思うんですが、あそこで、観光協会のほうでかかる皿を売ったり、は

しを売ったりしたり、焼き台を貸してあげたりだとかいうことをやっています。それは人がいないとできないという部分では、観光協会の会員の皆さんも率先して、土曜日、日曜日には協力をしていただいて、まっ黒になりながら炭をおこして、協力もしていただいております。そういった積み重ねによって、観光協会独自の自己財源も、やることによってそれもプラスになっております。ただ、それで本当に十分かというところと十分じゃないところはあるかもしれません。ただ、観光協会としても、可能なものは努力しながら、新しい財源を生んで、そして、昨年と同じことばかりやってもこれはどうしようもないわけですから、新しい部分にも取り組めるような財源を生みながらという努力に向かって取り組んでいるというところでございます。

●副委員長（中川委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 課長の言われることは私も重々、拝見させていただいているし、皆さん汗を流している。湖北商店会、湖南地区の商店会の皆さんも頑張っておられるし、皆さん協力をされている。ですけれども、現実問題としてこういう状況にある。だから、町が補助できるのか、これも難しいと思うんですよ。ぜひ、まちづくり推進課長、私案を發揮していただいて、その財源捻出も含めて、よりスムーズな、活発な観光協会の活動ができるような体制づくりに支援をしていただければなと思います。

●副委員長（中川委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 実は、そういった取り組みというか、23年度は皆さんご承知の震災があって、観光客がどんと落ち込んだんですね。去年はこれに反動するような形で、今までにないだけお客さんが来た。そうすると受け入れにかかる経費というのも、当初予定していたよりもかかるわけですね。先般、可決していただきました24年度の補正予算において、こういった予想だにできなかったうれしい悲鳴で、お客さんが増加したことに伴う経費が観光協会ですべて伴ってしまったという部分については、これは実情を町のほうに説明させていただいて、そして、観光協会に対する補助金を増額していただいたということでございます。

そういった自分みずから自己財源を生む努力をしながら、何とか観光協会がよりよい活動ができるように、また勉強しながら取り組んでいきたいなというふうに思っております。

●副委員長（中川委員） よろしいですか。

12番、室崎委員。

●室崎委員 ここに出てくるアヤマ保護育成というのがあるんですが、あやめヶ原の件でないかと思うので、これについて説明をしてください。

●副委員長（中川委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） このあやめヶ原の保護育成につきましては、観光協会がと。今までよきとしてあやめまつりに向かって、観光客を快く受け入れようということで、その園内の草刈り作業というような形で行っていたものが、きちんと調べてみると北海道の道立自然公園内における指定種になっているイワヨモギであったということで、これはかなり問題になったところでございます。ただ、あやめヶ原のアヤメ自体が、昔を知る人に言わせると、どんどん背丈が低くなってきている、あるいは、アヤメが衰退してきていると。その主な要因となってきているのが、日を好むアヤメにとって、イワヨモギの繁茂によるのではないだろうかという話もあったということで、このイワヨモギを除去する必要性を訴える方もいると。あるいは、一方では保護しなければならないと言う方もいると。そういった意味で、あやめヶ原自体をどういうふうにして保護しようかということで、実は平成22年度から、本当にイワヨモギがアヤメに対する繁殖に影響を及ぼしているんだらうかということを経験的に立証しなければ北海道知事の許可を得た保護活動ができないということで、あやめヶ原の保護育成協議会というものを平成22年度から立ち上げて調査を始めてきている。

実際にどういった調査をしてきているのかということ、1メートル四方、四角い中に、初め見たときにアヤメがどの場所にあって、そのイワヨモギがどういう形で生息していたかと。それを、経過を追って、半年なり1年ごとに経緯を見ていくと。コドラート調査というそうでございますけれども、コドラート調査というものをそれ以来進めてきてございます。それと、あやめヶ原の敷地内にどういった植生があるんだらうかという部分の植生調査もまた行っていただきながら、1年ごとの変化についても調べてもらっていると。そういった部分を協議会の中で1年ごと報告させていただいて、その後、またどういった調査をしていこうか、変化があったのかどうなのかということを進めてきてるところでございます。

ただ、コドラート調査につきましては、3年目でございますけれども、明らかにイワヨモギによってアヤメが衰退してきているだろうと立証できるような状況にはまだなっていないと。あるいは、イワヨモギが全然影響を及ぼしていないということも言えるような状況にもなっていないということで、これについてはもう少し経過を見ないと判断はできないだろうということになっております。また、植生につきましても、そう大きく変わった状況にはないという部分で、実はことしの会議も先月の15日に役場のほうで行ったわけでございますけれども、そういった状況にあるがために、こういったコドラート調査と追跡調査、植生調査、こういったものについては、来年以降も当面続けていかなければならないんでないだろうかという状況でございます。

●副委員長（中川委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 今まであやめヶ原のアヤメを保護するんだとあって、今、課長がおっしゃっていたようにアヤメ以外のものをぼんぼん取ってしまえばいいんだというようなことをやっていたわけですね。ある時期には学校を動員して、梅蕙草を一生懸命抜いていたこともあるんです。これは町内の会議のときに当時の臨海実験所の所長が、どうしてそ

れが環境保護で環境教育なんだということで大分厳しいことを言ったこともあるんです。こういうような実態、生態系のきちんとした調査に基づいて初めて効果のある施策ができるというのは、まさにそのとおりだと思いますので、これらの内容についても、今ここまでわかって、ここまでわからないというか、そういうようなものをやっぱり町民にもわかるように、どういう考えのもとにどういうことが行われているのかというのは、年に1回でもいいですから、やはり何らかの形で町民に対して広報をしていくということもまた大事でないかと。それによって、ああ、なるほど、こういう考えのもとにこういうことをやっているのかと、こういうことが大事なのかということがわかってくると思いますので、そのあたりをご検討いただきたいんですが。

●副委員長（中川委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 私どもも、この協議会の検討を通じた中でひしひしと感じさせられたのが、あやめヶ原の魅力というのはアヤメだけじゃないよと。そこにあるいろんな高山植物だとかですね。あそこ、お祭りのときに私どもも対応するために現地ずっと一日中いるときに、他の観光地とまさしくあそこは違うんですね。来る方々の服装も違います。それとあそこに来る方々の大部分がカメラを持っています。それも望遠のついたようなカメラを持っていますということで、一般的な景勝地と言われる場所に来られるお客様と全然趣が違くと。そういった部分では、そういった専門家の方々にとっては、あその魅力というのは大したものなんだと、評価されているんだというふうに思っております。

ですから、協議会の中でも、あやめヶ原を今まで売るときに、紫一色になっている草原ということでうたい文句にしておりましたけれども、貴重な植物のある場所なんだよと、こういった植物もあるところなんだよということも、これからは観光として使うのであれば、そういった部分も生かしていったほうがいいんじゃないというアドバイスもいただいております。最もだなというふうに思っております。

そういったこともありますので、町民の方々にもあやめヶ原の魅力というものを伝える。あるいは、町民の中でいろいろなご心配をかけた出来事でもあったわけでございますから、年に1回でもというご提言を受けて、ちょっとそれに向けて検討させてもらいたいなというふうに思います。

●副委員長（中川委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 それで今、課長さんが非常によくわかっていらっしゃるので、尻馬に乗って一言、もう一言だけ言わせてもらいますが、かつて、もう20年以上前かな、プロのそういう風景の写真を撮る方が、厚岸の方向をずっと写真を撮りに来たんですよ。あやめヶ原のほうも行きました。私もちょっと会って。その後から、写真集に載ったのを見ましたら、私たちはもう、あやめヶ原といたら岬の先っちょのほうに行って、海が見えて、足元にアヤメがあってというようなものをイメージしているんですが、彼が写真集の載せたのは、道路際の駐車場から展望の開けたあやめヶ原に入っていくまでの間のダ

ケカンバの林ですか、あそこでしたね。なるほどなと思いました。いい写真でしたよ。

ですから、決まった構図の決まった部分だけがいいところじゃないんですよね。まだまだ厚岸はそういうふうに、いわゆる定番と言われるものになっている以外にいいところがたくさんあるんですよ。というような観点から、楽しみ方もいろいろあるし、また、そこには貴重なものがあるんだということを、少しでも、まず我々がわかることが大事だろうと、そのように思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと。

●副委員長（中川委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 今、ご提言いただいたことを十分検討していきたいなというふうに思います。

●副委員長（中川委員） よろしいですか。

4目観光振興費でほかにございませんか。

（な し）

●副委員長（中川委員） なければ、進めます。

5目観光施設費。ありませんか。

（な し）

●副委員長（中川委員） 7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費。ありませんか。

（な し）

●副委員長（中川委員） 2目土木車両管理費。

3目土木用地費。

4目地籍調査費。

7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費。ありませんか。

10番、谷口委員。

●谷口委員 ここに直接ないんですけれども、道路橋梁管理に入るのかな。冬の間随分道路が壊れたりしますよね。それで、今も見ているとアスファルトが割れて大きな穴ができていたりするんですけれども、去年の秋は、ちょっと補修したかどうかわかりません。おとし、うちの前あたりも直営でかなり苦勞されて直したつもりだと思っんですけれども、間もなくそれが全部はがれてしまっって、逆にはがれたアスファルトが除雪をやるともろにはがれてしまっって、せっかく苦勞して張りつけたものが跡形もなくなっってしまっっているというような状況があっって、去年はどうしたのかなと思っんですが、その後うちの前あたりもちょっとやっっていただっいていたんですけれども、何か変わっった

ふうに見えないので、きっと去年はやらないのではないのかなというふうに思うんですけども、このアスファルトの管理ですよ。結果的に道路は新しくなるけれども、何年かたつとそれが傷んで、ぼろぼろになってしまうということなんですけれども、これの維持補修の財源というのは、今も補助あるいは交付金の中には含まれていないのかどうなのか、そういう制度はないのか、ちょっとお伺いしたいんですが。

●副委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。

除雪等でこういう状況で、暖かくなって雪が解けてくると舗装の傷みぐあいが顕著に出てきております。それで、私ども、今回雪が3月2日、8日に降りまして、除雪を終わらせていただきまして、その後、少し暖気になりまして、その状況をパトロールで確認しております。穴ぼこになったり、舗装の傷んでいるところの補修を行っている最中でございます。先ほどお昼にも、私のところに直接町民の方から、自分の家の前がちょっと傷んでいるよということでお電話いただきまして、早期に対応させていただくということで、随時、雪解け後の補修を行っているのが現実でございます。

そういった維持補修に関する補助がないかということでございますが、24年度の補正で調査費が計上されていましたが、そういったことが出発点となりまして、アスファルトのオーバーレイというんですか、表面の改修につきまして交付金の道がこれから出てきますので、長い距離の部分につきましては、そういった交付金を活用しながら維持保全できるのかなと。

どうしても除雪は、町道はいろんな状況があって、除雪がなかなか国道のようにすばとばんばんいけないものですから、いろんな支障物に対して気をつけながらやるんですけども、安全のためにも路面をできるだけ出してあげたいということで、やはり傷みが出てくるわけなんです。そういうことで、雪解けの3月、今の時点で少しずつ補修しておりますので、そういう改善をしております。そういうことでやっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●副委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 一定のスパンのものはオーバーレイで、言ってみれば、はがしてかけるようなものですね、オーバーレイというのはね。そうすると、やっぱり相当のお金が必要になってくると。ただ、今、町の職員というか、臨時職員も含めてやっているようですけども、一生懸命やっても冬も越せないようなときもあるんですよ、見ています。そうするとせっかくそこに資材を入れて苦労して、熱いバーナーをかけながらやったものが、何の効果もないというのでは、ごみだけが増えて、一回やったら全部だめになってしまうという、それが、だからだめだというわけではないんですけども、きっと上手にいくときもあるからやっているんだと思うんですけども、それがやった以上は効果が出ないと困ると思うんですね。

それで、先ほど課長おっしゃったように、国道であれば、何もなくて、平らで、何ぼ

ある程度歯を立てていっても傷まないでいけるんでしょうけれども、町なかは特に水道が走っていたり、下水道が走っていたり、工事をやるたびに掘り返していますから、路面状態も非常に悪くなると思うんですね。ですから、そういう維持をするということ自体が非常に大変なんだろうなというふうに思うんです。

私、道路の舗装がどんどん進むようになって特に思うんですけれども、今、バラ線の道路を探すのが珍しいような時代ですよ。そうすれば、全てがオーバーレイだとか、あるいは他の事業で作り直すとか、そういうのではなくて、できるだけ長く少ない経費で道路を維持していくということが大事だと思うんですね。だから、そういうことに国や道もやっぱり目を向けていただきたいと思うんですね。そうすれば、そういう維持補修がきちんとできれば、あるいは本当の技術者がきちんとやれば、もっと補修も、小さい穴でも、あるいは筋になったところでも、専門の業者がやればもっときれいに、あるいはそれが痛まないで済むものを、たまたまそれが上手にいかないで、おととしの暮れはひどかったですから、3条通り、あっちこっちはがれてしまって。ですから、そういうのをやっぱり国のほうで少し予算を見てくれるような方向にさせていただくように町長も頑張っていたいただきたいと思うんですけれども、いかがですか。

●副委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 今、委員おっしゃるように、効果がないことを繰り返していても無駄でないかということでございますが、当然今やっていることは、穴があいていたり、いろんな状況がありまして、車がそこを通行したときにがつんと、車が傷んでしまうだとか、いろんな状況が考えられますので、そこに碎石を入れたり、土のうを入れたり、緊急避難的にそういった措置をさせてもらったりやっております。

長くそれを維持していく最善の方法を、うちの維持作業員を含めまして相当努力して、職員の中にも今まで土木の会社において経験者も多数おりますので、技術的には熟知しておりますけれども、なかなか直す範囲が、広く大きく全面的にやれば大分違うんでしょうけれども、ぽつぽつとあいたようなところを補修していくしか、予算の問題もありまして、そういう状況でやっていますので、なかなか長く維持していくというか、またさらに除雪も毎年繰り返しますので、難しいところでもありますけれども、そういった有利な国なりの制度、助成等も含めまして模索しながら、そういった維持保全が長く続くようなものを検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

●副委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 積雪寒冷地という言葉をよく聞きますよね。ですから、除雪費だとか、それからこういう道路の傷みだとか、ことしは結構、除雪、排雪に大変な苦勞をされたと思うんですけれども、道路の傷みはやっぱり、ここは凍上だとかいろんな原因があってやっぱりひどいんですね。ですから、そういうことを含めると、やっぱり特殊な地域だということも知ってもらわなきゃならないんじゃないのかなというふうに思うんですよ。だから、雪が少なく凍上がないところはそんなに道路が傷まないんだろうけれども、

ここは残念ながら、雪は意外と少なく、結構深く凍ってしまうというハンディキャップだと思うんですね。ですから、そういうものに合った制度というものをつくっていただくか、あるいは、そういうものに対する気配りというか、国や道がしていただくようにしていただかなければ、新しいものをつくるのには制度があるけれども、今、国も町もお金がないと言いながら、新設だとかそういうものだけはどんどんやりましょうというんでは、やっぱり私は変ではないのかなというふうに思うんですね。町長、そういう点ではどうですか。こういうことにやっぱりきちんと、維持補修等にも制度として国、道が予算をつけるというようなことをやっていただけるようにしていただくことはだめなんですか。

●副委員長（中川委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えさせていただきます。

これからの土木、特に道路関係におきましては、維持管理費が重くのしかかってくる時代になっております。特に、新設道路については別な問題であります。積雪によって穴があいたとか、簡単な維持修理は別ですが、本格的に工事をやったものが老朽化してそういう時代を迎えていると。これからも、国も北海道もそういう時代を迎えます。といいますのは、大体工事をやってから50年たちますとそういう時代を迎えると言われております。そういたしますと、国全般につきましても、もうそろそろ新設よりも維持管理費にお金がかかる、そういう時代になっておるわけでございまして、当然厚岸町におきましても、これからそういう維持管理に金のかかる時代を迎えるわけでございますので、今ご指摘がありましたとおり、維持管理費のあり方、これは今後の大きな課題になってくるだろうと、そのように認識をさせていただいておるわけでありまして。そういう意味においても、これからの維持管理はどうあるべきかということは、検討すべき大事な課題になってくるだろうと、そのように認識をいたしておりますので、今ご指摘がありました点も含めながら、これから維持管理費のあり方についての検討をしていきたいと、そのように考えております。

●副委員長（中川委員） 委員会を休憩いたします。

再開は、15時30分といたします。

午後 3 時02分休憩

午後 3 時30分再開

●副委員長（中川委員） 委員会を再開いたします。

248ページの1目道路橋梁維持費から審査を進めてまいります。

1目、ありませんか。

(な し)

●副委員長（中川委員） なければ、続けます。

2 目道路新設改良費。

12番、室崎委員。

●室崎委員 議案第39号に関して資料を出していただきました。ちょっと見ただけではよくわからないので、済みませんが、簡単で結構ですから、説明をお願いいたします。

●副委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。

さきの議案第39号でご指摘のあった要求資料を出させていただきました。その内容でございませうけれども、議案第39号の厚岸町高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例での、駅、観光地、福祉施設などを結ぶ特定道路とはどこの道路を指すんだというご質問でございまして、図面を今回資料として提示させていただきました。

特定道路とは、それら観光地、駅、福祉施設等を結ぶ生活関連経路を構成する道路のうち、多数の高齢者、障害者等の移動が通常行われる路線及び区間を示しております。ということで、この図のように、厚岸町は厚岸大橋を挟みまして湖北と湖南に分かれております。厚岸駅、それから町立病院、保健福祉総合センターあみか、学校、商業施設、銀行、役場、それから商業施設、本町に至りましても、きらくの福祉施設、商店街、郵便局、銀行、それから福祉センター等々、そういった駅、観光地、福祉施設等を結ぶ重要な路線を特定道路ということで規定させていただきました。それを示す図でございませう。

以上でございます。

●副委員長（中川委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 それで、太い線がそれに該当する道路ということなんですか。

それから、湖北側、湖南側に丸が書いていますよね、円がね。それで1,000メートルと500メートルというふうになっていますね。画面の下のほうは同心円のように見えるんですが、画面の上、湖北側のほうは同心円じゃないんですね。何か中心を変えなければならない意味でもあるんでしょうか。

●副委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。

この太い道路が特定道路という位置づけでございます。

それから、湖北地区の500メートルと1メートルの円同士がずれているということでございませうが、あくまでも駅と役場が入るように最初500メートルを示させていただきます

した。さらに、同じところを中心線としますと、1キロ、1,000メートルの円を描いたとすると、いわゆる今のフクハラだとかの商業施設が入ってこない状況になりますので、駅も情報館も商業施設も入る位置を描くために1,000メートルの円を描いたということで、中心の位置の書き方がちょっとずれていたということでございます。

- 副委員長（中川委員） 12番、室崎委員。
- 室崎委員 それで、最後にいたしますが、特定道路として、この条例が適用になる道路がこれで特定されたわけですけれども、この道路に関しては、現在既にもう基準をクリアしていると。この後、いろいろと基準に適合するために工事をする必要はないということでしょうか。それとも、どこかの部分についてはまだやらなきゃならないというようなことになりませんか。
- 副委員長（中川委員） 建設課長。
- 建設課長（高谷課長） この実線で示しました特定道路ですけれども、歩道の縦断勾配だとか、一部幅員ですね、歩道の幅員に満たしていない部分がございます。それにつきましては、改築の際に適宜今回の条例の規定の範囲におさまるように改築していくという内容でございます。
- 副委員長（中川委員） ほかに2目ではありませんか。

（な し）

- 副委員長（中川委員） なければ、進めてまいります。
ずっと行きまして、260ページ。土木費の3目除雪対策費。
12番、室崎委員。
- 室崎委員 ことしは雪も多いし、大変な年だろうと思いますが、随分少なくはなったんですけれども、ここでお願いなんです、まだ春先に、こうすると早く解けるからというわけで、自分のところの敷地に積んである雪を砕いて、道路にまく人が時々見受けられるんです。日中は確かにどんどん解けているんですけれども、夜、ぎゅっと温度が下がってきますと、それは氷になりまして、一部分だけ、いわゆるブラックアイスバーンができるものですから、非常に危険なんです。これについては、マナーを守りましょうというようなことで、うん、そうだなとやめるような人は最初からやりません。ですから、これは道路交通法や、往来妨害罪にはなりませんけれども、道路交通法だとか、あるいは軽犯罪法で恐らく刑事犯になる事案だと思うんですよ。そういうことをはっきり言って、場合によってはパトカーが飛んできますよということまではっきり示して、やめましょうということを言わないと、なかなか効果がないと思います。マナーの問題ではないと。これはもう完全に刑事法の問題であるということを示して、やはり

こういうものに対しての注意喚気をしていただきたいと、そのように思うんですが、いかがでしょうか。

●副委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。

委員おっしゃるように、これは法律の違反でございます。道路交通法でいいますと、3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金に処するという内容でございます。

そういったことで、町民の方に、雪出しをしない、道路に雪を捨てたら除雪に大変支障がありますよということで、防災無線も使いまして周知をしてまいりましたけれども、なかなか直らない状況は確認しております。

今、委員おっしゃいましたように、警察のパトカーを見ただけでも、私方が行くよりも、どきっとするはずです。私も含めてどきっとしますのです。ある町では、除排雪の協議会というものを組織させて、雪出し防止への啓発パトロールということもやっております。私どもも警察にそういった状況、それから除雪業者も含めまして、協議会をつくるつくらないは別にしまして、そういったことで啓発パトロールなり、啓発に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●副委員長（中川委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。3目で。ありませんか。

（な し）

●副委員長（中川委員） なければ、進めてまいります。

3項河川費、1目河川総務費。ありませんか。

（な し）

●副委員長（中川委員） これも飛んで飛んで行きます。

268ページ。4項都市計画費、1目都市計画総務費。ありませんか。

（な し）

●副委員長（中川委員） 進めてまいります。

3目下水道費。ありませんか。

（な し）

●副委員長（中川委員） 5項公園費、1目公園管理費。ありませんか。

(な し)

●副委員長（中川委員） 6項住宅費、1目建築総務費。ありませんか。
8番、竹田委員。

●竹田委員 1目の建築総務費でちょっとお聞きしたいと思います。

住宅の耐震改修の補助、住宅省エネ、バリアフリーの改修補助、住宅リフォームの支援ということでお尋ねをしたいと思います。

この補助についてなんですけれども、新築の部分を除いた理由というのはなぜだったのかをまずお聞きしたいと思います。

●副委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。

新築の部分をなぜ除いたかというご質問でございますけれども、私ども、この住宅リフォームに助成をしようという、まず第1点目でございますけれども、ここにも、同じところに出ています住宅耐震改修補助ということで今回も予算を上げてございますが、住宅耐震改修を20年から始めまして1件もございません。いつもお叱りを受けていたところでございます。何とか住宅耐震も含めまして、以前から私申していますように進まない理由がそれぞれ、国の調査等ございまして、お金がかかり過ぎる、誰に相談したらいいかわからないというような状況で、当町もなかなか進んでいないと。たっぷり国の補助金、道の補助金以外に町が出せればよかったんですけれども、なかなか財政的にも難しいところがあったと。それを補完する意味で、一部屋でも、少しでも耐震化が図れないかということで、住宅のリフォームをすることによって耐震化なり、バリアフリー化なり、住環境を改善できるだろうということで設けさせていただきました。ですから、一番の理由は、少しでも新築ができるできない、新築するために一般的には、坪50~60万でいいますと2,000万円前後かかるわけですから、今回の場合は10万円からできると、10万円以上の工事に対して助成することができるということで、こういった制度をつくらせていただいたというのが一つ大きな目的でございます。

●副委員長（中川委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 新築において瑕疵担保保証制度というのが国の方向性でもってできるようになりました。これの原因というのは、秋田県の一部の市が、分譲して住宅を売ったときに手抜き工事が非常にあって、物すごい事件にもなったことがありました。これ以前、住宅を購入した方をぜひ守らなければならないということが始まりで、住宅の性能をまず保証するということの基準を、建築基準法以上にお客様の一つの財産を守るという意味で法定にしていかなきゃいけないということが始まりで、ずっとやってきました。今は、平成23年7月26日に制定された住宅瑕疵担保保証制度ということで、新築で建てる際には瑕疵担保保証制度をつけないと引き渡すまたは家に住むということが認められな

いという法律になりました。その後、昨年ですね、住宅リフォームにも瑕疵担保の保証制度をつけなさいと。が、これはある一定程度決まりがあって、建築屋さんの規模によって、この瑕疵担保保証制度がつけてもいい、もしくはつけなくてもいいという場合が特例で認められています。例えば1年に1件以上建てない建築屋さんとか、建設業の許可を持っていない建築屋さんとか、そういった弱者を守るための制度だというふうに聞いています。

厚岸町のこの住宅の耐震改修または住宅リフォームの補助ですね、これらに対して住宅リフォームの補助の要綱、支援と助成の違いについてという交付金の事業についての書き込みがあるんですけども、厚岸町が定めた独自の判定基準に適合しなくてはなりませんという文言があります。また、その上に、平成18年国土交通省告示第378号に基づき厚岸町が定めた判断基準によることという、規定をかけるようになっています。

まず1点目なんですけれども、ここで聞きたいのが、この基準にまず満たしているか満たしていないのかというものをある書類を書いて出さなきゃ補助が受けられないというふうに思うんです。この定例会が通ったら、多分4月1日から施行というふうに思うんですけども、4月1日からいきなりそういう人たちが来たときに、この基準にまず満たしているか満たしていないかということの判断がすぐできるような書類等をもう作成しているのかどうなのか、余り小難しい書類がどっとなると、また借りる人がいなくなるという、あれ持ってこい、これ持ってこいとなる部分、税金を納めていない人はだめだよというのは、それは当たり前で真ん中だと思うんですけども、その書類について、補助をもらうときに、言葉は悪いんですけども、面倒くさい書類が本当に官庁は特に多い。ぜひ、見やすく、そして丸か何かをつけたら簡単にわかりましたというような、そういう書類をつくっているのかどうなのか、つくって、ちゃんと構えがもうできているのかどうなのか聞きたいんですよ。

●副委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。

住宅の瑕疵関係でございますが、そういった瑕疵担保に関しまして、住宅というのは本当に2,000万円、3,000万円の大金の買い物でございます。常日ごろ、私申すんですけども、車は100万円、200万円、いろんな高級車もありますけれども、車を買うときは、馬力だ、トルクだ、オプションがどうだとかということで、一生懸命買うことに願望がありますよね。ところが、住宅に関しては、坪何ぼで終わって、結果的には台所の何というキッチンを買うんだと、何というトイレを設置するんだと、いろんなトイレでもキッチンでも段階があって値段が違います。それを決めずにして建ててしまっ、いろいろと問題が起きたりする例が、建て主と工務店の間できちっと契約を交わしていないために起きる場合がございます。あとはいろんな欠陥の問題も含めて、それをやはり信頼できる業者になるためには、そういった瑕疵担保の履行法によって加入している業者さん、それから、先ほど委員おっしゃいましたリフォームの瑕疵保険に対して加入している工務店さんとかを、当然みずからそういう保険に入っているんだよという業者さんが、だからといって、その人方が優秀か優秀でないかという判断でありませんけれども、自

己責任としてそういう取り組みをしている工務店ということで、町としてもリフォームに限らず、新築のものも含めまして、そういった業者さんになっていただくよう指導していかなくちゃならないなということでございます。

いろんな住宅リフォームの申請、補助金の申請のほうですけれども、特に基準がございまして、住宅リフォーム支援のほうは、断熱材を入れます、内装を取りかえます、外壁を取りかえます、そういった見積もり等々、それから施工前の写真、施工後の写真があればそれでオーケーなんですけど、補助金のほうは、国の補助金を使うために一定程度の原則がございまして、厚岸町でいけば、北海道の地域区分で1地域という区分、国の省エネ判断基準がございまして、断熱材でいいますと、それぞれの部位ごとに何キロの重量の、何ミリの断熱材を使いなさいということで、そういう規定がございまして、その表示をきちっと定めていただくということで、その判断基準というのは町が定めなさいということになっていきますので、その定めた表はもう全部つくってございまして、それをお示ししながら、それによって申請をしていただくということでございます。

今の段階では、最終的な制度要綱等調整中でございますので、それらも含めて用意をさせていただきながら、とりあえず、そういった地元の関連業者さんも含めまして説明会をしたいと思います。それから、家づくり協会のほうでも、説明会を受けた後に町内の皆様にも家づくり協会としてPRをしましょうと。相談会もしましょうと。行政もしますけれども、委員が所属しています家づくり協会のほうでも、町民の方にPRすると、相談に乗るということもやっていただけそうなので、そういったことでかなり周知はできるのかなと考えております。一定期間、そういった周知期間を設けて、それから実際に受け付けを開始していこうかなということで今考えております。

●副委員長（中川委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 まず、せっかくの補助金制度ができたということで、リフォームのほうの瑕疵担保保証をきちっとそれぞれの建築屋さんが自前で協会に入って、お金を使って、いろいろ準備をしてやっているわけなんですよ。片や、何も努力もしないでと言ったら怒られるかもしれないけれども、お金も使わないで瑕疵担保保証制度は全く持っていないという業者さんそれぞれあると思います。ただ、ここに来て補助事業ということになると、瑕疵担保保証をきちっとしている会社、民間が例えばホームページ上でも瑕疵担保保証に入っている会社かどうかというのは、頼む依頼者が検索して、どんな小さな50万円、100万円の工事でも瑕疵担保に入っているか入っていないかを検索して、その上で依頼をしてくると。選んでるんですね、やっぱりね。そういう時代に入ってしまったんだなと。差別化されるというのはちょっと厳しいかもしれないけれども、当たり前の中になってきたんだなというふうに思います。

そういう意味で、ぜひ、瑕疵担保保証制度にきちっと入って、何か問題が起きれば、その保証制度の中できちっとカバーでき得る会社にやはり依頼をかけるということを進めていかなければ、誰でも彼でもというふうにはならないのでないかなというふうに思うんですよ。その辺はいかがでしょう。

●副委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 私どもも、今までも含めましてそういった住宅瑕疵の問題につきまして、家づくり協会も含めまして、そういった協議をさせていただいております。できる限りそういった瑕疵担保がきちっとできるような施工者になっていただきたいということで、あくまでも今回も受け付けをする施工業者の登録をまずしてもらおうということに決めていますので、その中でそういうところに参加しているか、参加していないからダメだということにはなりませんけれども、参加しているかどうか、参加していない場合は、そういった入る条件が整っていればぜひ参加してほしいということで率先していききたいと思いますので、よろしく願いいたします。

●副委員長（中川委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 入るのにはとてつもなく難しいものではないですよ。そんなに高額な費用もかかるわけでもないですよ。だから、一つの啓発として、入るべきことはわかっていてもなかなか入っていない業者さんもいるので、今度のこの機会に、できれば入っていただいた業者に限ってやるというふうになれば、皆さんやっぱり入ってくると思うんです。そうすると厚岸の建築屋さん自体が、町内の建築さんの性格上やらなきゃいけないのという気持ちになって、仕事の部分、それから向かっていく姿勢というんですかね、そういう部分も向上してくるというふうに思うんです。その向上したことが将来的に自分たちのためにもなるということなので、ぜひそれは進めていってほしいなというふうに思います。

それから、これは要望なんですけれども、将来的に新築住宅、個人の住宅が新築されるということは、経済波及効果というのがあって、日本全国の平均で経済波及効果が個人である場合に、工事額の約2.6倍というふうに僕は聞いているんです。それは非常に低い数字だと言われています。1,000万円であれば2,600万円の経済波及効果があるというふうにもされています。ただ、一部では2.38倍とかいろんな数字がありますけれども、ざっと見て倍額の経済波及効果は出るんだろうと。であるならば、地元業者が率先して家を建てられるように、地元業者が優先でき得る、地元の方々が地元業者を逆を選びやすい、その中でこういう補助の部分も、新築のほうにもぜひ、今すぐでなくても将来にわたってやっていけるような、そういう手だてを少し考えていってほしいなと思います。

地元業者が衰退するということは、厚岸町の財政にも響くということなので、地元業者を育てていくという意味でも、ぜひ、その部分についてお願いしたいなと思います。

●副委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） ただいまのご質問にお答えいたします。

新築の物件でございますが、私どもこの制度をつくるときに、新築のことも調査させていただきました。上士幌町ですか、新築についても助成をしている例がございました。先ほどから言いましたように、私ども今回の一番の目的は耐震化だとかバリア

フリー化を目的にしていまして、そこに主眼を置いているために新築には範囲を及ばせなかったんですけれども、私も新築の住宅に住んでいないものですから、そういう制度があったらすぐ新築したいなと考えますけれども、今後、地元業者の育成も含めて新築の住宅にどういった支援ができるかも今後の検討とさせていただきたいと思いますので、そのように考えております。

●副委員長（中川委員） 8番、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●副委員長（中川委員） 1目でありませんか。
12番、室崎委員。

●室崎委員 ここでしかちょっと思い浮かばないので、もし違っていたら、委員長よろしくお聞きしますが、お聞きしたいのは、空き家というか危険家屋の問題です。よろしいですね。

積雪地帯ですと、空き家になっている屋根の上にたくさんの雪が積もって、この時期につぶれると、事故が起きるといようなものが随分あるようですが、大変ありがたいことに、この地域は家を押しつぶすほどの雪というのはほとんどないので、そういうことはないんですけれども、やはりこれから全国的に出てくるものとして、住んでいる人がいなくなってしまうと放置される家というのがふえてきますよね。これは全国どこでもそうだと思います。厚岸だけが例外だということにもならないと思うんですね。そういうものに対して、これからどう対応していくというのは大変な問題だと思います。

それでお聞きするんですが、単に空き家というだけではなくて、それが、家というのは住まなくなると一遍に傷みますから、それで危険性が出てくる。壁がはがれ落ちてきたり、屋根がはがれてトタンが飛んだり、いろんな問題が起きます。そうでなくても空き家にしておくと、いろいろな者の侵入があって、そこから火が出たりなんていうこともあり得ます。こういう危険家屋ないしその候補、こういう状況については、町としては町内を調査していますか。

●副委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。

平成13年から23年も含めまして、町内のそういった建築物の調査は行っております。

●副委員長（中川委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 相当数あるんですか。

●副委員長（中川委員） 建設課長。

- 建設課長（高谷課長） 調査の結果、60棟ほどございます。
- 副委員長（中川委員） 12番、室崎委員。
- 室崎委員 わかりました。これらについては、特に危険とみなされるようなものもあるかと思うんですが、恐らくランクもあるんでしょうけれども、こういうものに対しては
どういう対処をしているんですか。
- 副委員長（中川委員） 建設課長。
- 建設課長（高谷課長） そういった対処につきましては、自治体で窓口がいろんなところが
ございますけれども、私ども建設課、建築を預かるところの対応としましては、建築基準法の第8条の維持保全ということで、維持保全に努めなさいということで、持ち主に啓発をしているところでございます。
- 副委員長（中川委員） 12番、室崎委員。
- 室崎委員 啓発すると大分効果はありますか。
- 副委員長（中川委員） 建設課長。
- 建設課長（高谷課長） 実態上は、ここにいられない方だとか、そういったことも含め
まして、なかなか対応が難しいというのが実態でございます。
- 副委員長（中川委員） 12番、室崎委員。
- 室崎委員 そのことによって、具体的な危険が出てきているものはどのぐらいあるんで
しょう。
- 副委員長（中川委員） 建設課長。
- 建設課長（高谷課長） 具体的には、いろんな段階がございますけれども、先日、3月
2日でしたか、かなり暴風がきつくて、町民の方から、隣の空き家がちょっと危険でないかという通報をいただきました。私ども調べてみましたら、やはり窓ガラスが割れていたり、土台だとか柱だとか、かなり老朽化していました。隣の方もかなりご心配なさっている状況で、手続上は勝手に私方がその部分に入り込めないものですから、まず持ち主さんを探しています。探した結果、たどってたどって親類の方がわかりました。以前にも、その親類の方にも維持保全ということで何らかの処置をしてくださいということでやっておりましたけれども、今回はそういったことで、かなり強い風が吹いたら危険

な状態ということで、その方にお断りして、すぐ施設にお入りになっている方ごさいましたので、何とかしなきゃならないなど。私どもも含めまして、ある一定程度の資材を使って応急処置をして、倒壊のないようにさせていただいたと。その物件につきましては、消防、それから総務課のほうにも、こういった状況のものがあるよということで、パトロールを強化して、そういった危険な場合の対応を私どもとしても消防に対してお願いしますということで、今回そういう事例がございました。

●副委員長（中川委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 これからそういうのがどんどん出てくるんじゃないかと。大変な問題だなと私は思っているんですよ。それで、今回の場合にそうやって所有者なり関係者なりがきちんと見つかったから、まだ手が打てるんですけども、探しても見つからないというものも出てくるかと思えますね。だけれども、ほっておくというと、その家は倒壊したりして、お隣、ご近所にけが人を出したり財産を傷めてしまったりしたら、これもまた大変なんですよ。

そうすると、建築基準法か何か関連のほうで、いよいよの場合には公示催告して代替執行するというようなこともできるんでしょうか。今、経費の話はちょっとこっちへ置いてね。

●副委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） あくまでも維持保全していただきたいということで、建築基準法の第8条では維持保全を建築物の所有者、管理者、占有者は維持するよう努めなければならないという条項で指導をいたします。この対応につきましては、私ども限定特定行政庁をやっているということで、全国の建築主事会、その他そういった集まりがございまして、どう対応したらいいんだろうかと。あくまでも建築基準法上の話ですけども。それを適用させて、まず啓発をしてくださいと。本来であれば、保安上危険だからという建築基準法の第10条がございまして、適用となるんですが、命令を出すことはなかなかできないと。命令を出すまで、法的根拠で命令を出す以上、告訴まで視野に入れなきゃならないという事例がございまして、行政代執行も考えておく必要が出てくる場合もございまして、あくまでも今の段階では、所有者に連絡して立会してもらおうと。その段階では指導します。3回目については指示書、通知書を出しましょうと。そして勧告して、命令という段階になるんですけども、そういったことも含めまして、先ほどの60件ぐらいそういう物件がございまして、その対応方をどうしたらいいかなということで、私どもの部署としての責務として考えているわけでございませぬ。

先日、後志総合振興局のほうでは、廃屋の空き家対策の検討会を行って、モデル条例等を考えているようです。そういったことも含めまして、私どもの課だけでなく、消防、それからいろんなセクションも含めまして、私の一存ではいけないんですけども、そういった廃屋の空き家対策を庁内のどう対処すべきかということを考えて、何かの

ものをつくり上げていかなければならないかなというふうに私は思っています。

●副委員長（中川委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 これは、今、担当者は、十分問題点をきちんと把握していると思いますので、それ以上申し上げませんが、これからどんどん具体化してくるわけですね。今までは、あのままに放置しておく危険なというもので済んだのが、具体的危険というものがどんどん出てくる時代に入ってくるというふうに思われますので、手をこまねているわけにはいかんであらうと。また、法的な体系も、そういうものを考えているとは到底思えないんですよ。それでお願いしたいと。

それで、こういう話をすると必ず町民の中から出てくる話題が一つあるんですよ。これは巨大な廃墟が厚岸町にあるわけです。そして、相当危険だという話があるわけですね。湖南地区の海岸部にね。今議会でも話題に出ていたようですが、犬、猫、キツネのすみかになっているというような話も近隣の人たちからは出ています。それと同様にとりつか、あるいはそれ以上にとりつか、あの大きな建物の壁がはがれて落ちてきたりしたら、これは大変だと。このまま放置していたら、ある日、轟音とともに崩れるんでないかとか、そういう不安を述べるあの地域の住民の方もいます。我々は、あの広い道路を自動車を通ったときに、ああ、これかと思える程度ですけども、近所に住んでいる方たちにとっては、そんな話では済まないわけですよ。

これについても権利関係が大変複雑で、手のつけようがないんだという話は前にも何回か聞いています。今、カキ種苗センターのある埠頭にこれから衛生管理型の漁港の設備ができていくわけですね。大変立派なものができると思うんです。その目の前に、道路の向かいに巨大な廃墟がそのまま存在するということは、これはどう考えてもいい図ではないんですよ。そういうことを含めまして、やはりどういうふうにしていったらいいのか。これは未来永劫手のつけようがないのか。このあたりについても、やはりなお一層きちんと検討して、手の打ちようがあるものであれば、これはきちんと整理をしてほしい。景観がどうのこうのというような話では済まない人身に対する危険というものが既に出てきている段階に入っていると思いますので、よろしくお願ひしたい。

●副委員長（中川委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 空き家に関することは、今、建設課長のほうから答弁を申し上げましたけれども、つい直近でも、そういう事案があって、壁のトタン等が飛散して危険な状態にあると、心配だということで、所有者を捜し当てたんですが、本人、所有者がどうしようもないというような状況もあって、要するに周囲に危険が及ばない対策を直営でとらせていただいたという例がございました。

今の若竹の施設も含めて、どういう対処、対応をしたらいいのかということも、当時、随分前になりますけれども、顧問弁護士さんにも相談をさせていただいたという経過がありますが、結論から言いますと、さわるなど。さわるなどというお話だったんですが、もう放置しておけるような状況ではないというふうに感じておりますし、つい最近では、

所沢市、金沢市、あるいは横手市や何かも、そういう空き家等の対策に関する条例を制定したというふうに伺っております。権原もいろいろ複雑なんでしょうけれども、どういふ対策が講じられるのか、どういふ規制ができるのかも含めて検討をさせていただきたいというふうに思います。

●副委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 住宅リフォームなんです。この制度を活用して、さきの住宅の耐震改修だとか、省エネ、バリアフリー改修だとか、こういうものを、要するに制度を使って改修ができるのかどうなのか。それと、例えば高齢者あるいは障害者がいると、そちらの制度も活用できるのか。そのあたりはどういふふうになっているのか。

それから、住宅リフォームについても助成は、町の商品券、そちらの助成にすることができなかつたのか、そのあたりはどうなんでしょうか。

●副委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 答えいたします。

第1点目の、介護保険制度も含めまして、この3つの助成事業、補助事業がございますが、全てその方の申請に有利なように、できるだけ担当各課連携しながら、まず介護保険のほうの適用で工事費を見ていただくと。残った部分は、補助に適用できるものであれば住宅の補助で使っていただくと。補助で適用できない部分については、住宅の支援制度、補助以外のもので適用するというので、利用者にとって使いやすいように、いわゆる自分の自己資金が少しでも少なくなるような手だてをうちのほうでは考えております。

それから、商品券の問題でございますが、それに関しましては、今回、各担当課といえますか、3課といろいろな協議をさせていただいて、こういった形にさせていただいたわけでございますが、まず、第一に、住宅リフォーム支援のいわゆる支援助成のほうでございますが、第1点目に何が違うのかと。太陽光発電の場合には、恐らく太陽光発電を設置なさるとなると、住宅用であれば200万円から、部署によっては300万円ぐらいかかるのかなと思います。その方々は、その方々はと言うのはおかしいですけども、少しそこに向かっていけるだけの方かなと思います。

今回、私どもいろいろな町の状況を電話と、それからいろいろなことで調べさせていただきました。町の助成を商品券で還元するという事は、町内需要が倍増するという事は当然承知しておりました。なぜ現金なりの支給にしたかという、今回は使いやすい制度、いわゆる工事が50万円以上でなきゃならない町だとか、30万円以上でなきゃならない町だとか、全国を含めていろいろな自治体がございます。特にうちは、委員ご存知のとおり、できるだけ使いやすくするというので、お年寄りの方、それから子育て世代の方も含めまして、何とかたくさんの方に利用していただきたいと。いろいろご事情があつて、もし商品券で還元した場合に、やっぱり現金でなきゃ支払いが大変なんだよねと。簡単に言えば、そのお金はお金として商品券で物を買って、物の値段をお金で用

意して施工業者に払えばいいんでしょうということになるでしょうけれども、まず、第1点目、違うのは、施工者を町内業者に限定しています。まずそこで町内に一回限定されたお金が支払われるわけですから、そこでも当然町内益がかかります。ということで、それから今言ったようにいろんな条件の人方というか、本当に、言い方悪いですけども、なけなしのお金で10万円を用意して、何とか屋根のペンキを塗りたい、一部屋だけでもちょっと補強したい、内装をやりたいと。商品券で還元した後、支払いが大変な方もいらっしゃるかなということを考えました。そういったことで、商品券で返せば町のほうも町内需要が倍増するということはわかっていますので、そういった利用者にとって、委員おっしゃいますように商品券の有効性ということを考えましたら、以前に、平成20年度に定額給付金ということで町から皆さんに支給させていただいたんですが、それをできるだけ地元の店舗などを利用して町内経済が元気になるようにみんな頑張りましょうというようなことで、町長名でも利用者にそういった形でご案内して、何とか町内需要をしてくださいますということを今考えておりますので、そういったことをご理解いただきたいと思います。

●副委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 わかりました。

それで、業者の方との関係ですね、今度はね。大きい業者であれば、事務員さんがいたりいろいろ事務手続も非常にスムーズにいくんでしょうけれども、この事業は、町民に使っていただいて本当に助かるという、そういう助成と、それから町内の業者に仕事を少しでも増やしていくという、そして、それが回っていくという、町内全体に、他のほうにも波及していくということと二つの役割を持った制度ですよ。そうであれば、やはり業者が大きい業者であろうと小さい業者であろうと、同じように仕事を発注される側からやってほしいと言われたときに、快くやれるようなものでなければならぬと思うんですね。そのときに非常に煩雑な事務が伴ってしまうとか、そういうのでは、これではとてもうちではやり切れないというようなことにはならないような仕組みというのは考えているのか。私はいいかげんなことをやれということを行っているのではなくて、そういう申請書類だとか、そういうものが物すごく煩雑なものをつくって、こういうものでなければならぬというようなことになって、いわゆる一人親方なんて言われるような方々が手を出せないというようなことになっては困ると思うんですけども、そのあたりはどうお考えなんでしょうか。

●副委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。

委員おっしゃるように、本当に煩雑な手続になりましたら、それだけで嫌気さして、申請したくないわということになるかということは私どもも考えます。先ほど8番委員さんにも申したんですが、関連業者の人方に十分説明をして、そして、家づくり協会も含めて町民の方にもPR、相談も、受け付け前にそういったことで展開しようと考え

ています。ですから、かなりいろんな業者さんも含めて、自分で熟知していただいて、それを町民の方から相談を受けたときに、仕事を受けるということではなくて、その前段階に家づくり協会なりが町民の方の相談会を設けたいということで組んでいますので、そういった意味では、まず受け付ける業者の方々に対して私方がきちっと説明をいたします。ですから、それを受けて町民の方の相談も受けるという内容になりますので、町の勝手な思いなんですけど、手続上のことではなくて、その辺も考慮していろんな申請書類関係も考えてまいりたいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。

●副委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 それで、業者のほうにきちっと徹底していただくということと、やはり町民の方々に利用しやすい制度なんですよということも、これはやっぱり周知徹底していただかなければ困ると思うんですよね。それでないと、結果的には何か業者のほうから言ってこない限りはできないとか、そういう思い込みを持たせないように、町民の方々に積極的に、業者にも相談する、あるいは役場でも十分相談できるような、そういう仕組みをつくって、積極的にPRをしていただきたいなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

●副委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。

PR、それから相談体制につきましてでございますけれども、町民の方への周知は、この予算が通過しましたら、4月号の広報なり、IP通信なり、防災無線なりも含めまして、まず、こういった制度ができましたということをご案内させていただきたいと思っております。

それから、業者の方にも、当然説明会を行いながら、こういった制度があるよということをお全町民の方に一人残らず知っていただきたいと。そして、こういういい制度をつくったんだから、ぜひ利用して、自分の住居を耐震化なり、バリアフリー化なり、住居改善をしていただきたいということで、進んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

●副委員長（中川委員） 1目、ほかにございませんか。

（な し）

●副委員長（中川委員） なければ、進みます。

2目住宅管理費。

6番、堀委員。

●堀委員 2目だけじゃない部分ですけども、該当する節があって、なおかつ契約全般

に取りまとめている課の予算のもので、ここで教えてもらいたい、研究してもらいたいと思うんですけれども。

保守点検委託料とかにあります長期継続契約等の消費税の取り扱いをお聞きしたいと思うんですよ。消費税は今現在5%ですけれども、来年の4月1日から、経済状況によって8%に上がると。今から来年の話をしてもなんですけれども。例えば、専ら役務の提供など、4月1日からすぐに業務をしなければならないような、ここにもあるエレベーターの保守点検とか、そういうものは業務の継続性が途切れてしまえば、当然保守点検の間が切れてしまうので、そういうものは恐らく3月で契約ということをしますよね。あと、例えば庁内であれば、コピー機なども複数年の契約というものをたしか結んでいたんじゃないのかなというふうに思います。そうしたときに、来年消費税が上がりますよというときに、3月中に契約したものの、当然4月になってもそれ自体は契約が3月ですから、効力としては契約締結時の消費税が有効であって、4月1日以降、仮に5%から8%になっても、それについて契約変更しなければならないという義務はない。当然それは契約者同士が話し合いの中で決めればよいんでしょうけれども。

そういうことを考えたときに、長期の継続契約をむしろ3月に結ぶことで、上がる3%分、その翌年の2%分、合わせて5%分の節減というものが図れるものなのかどうか。ただ、これをやったおかげで、消費税が上がった後に、請負者のほうが過重な負担を受けてしまうともなれば、なかなかそうもいかないと思うんですけれども、長期の継続契約5年ぐらいまでは多分可能なのかなというふうにも私思っていたんです。そういうようなものを来年の3月31日までの、次年度以降の、26年度以降の契約というものに対してできるのかどうか、今からちょっと研究しておいてもらいたいなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

●副委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 今言われたことは、消費税の引き上げに関する法律が公布されたこと。それによって来年、平成26年の4月1日から8%に上がりますということで、どういった契約をするのかという税率の関係でどう考えているんだということでございます。今現在、私どもでは、知り得ている情報というんですか、ちょっと研究させていただいている中では、平成26年4月1日に消費税を引き上げるということで、その半年前、ことしの25年9月いっぱいまでに契約締結したものについては、引き上げ前の5%でいくよと。簡単に言えば、引き渡し日が施行日以後となる場合、施行日は来年の4月1日ですので、以後となった場合でも税率は5%でいいでしょうということでございます。ただし、ことしの25年10月1日以降に契約した場合については、それが施行日、26年4月1日以降となるような期間であれば、8%の適用となりますということでございます。そういった事例を踏まえながら、税務署等にも確認しながら、今後の契約に適切な契約をしていきたいなというふうに考えております。

●副委員長（中川委員） 6番、堀委員。

●堀委員 ちょっと調べてもらっていたみたいなので、大変助かりました。そうすると節税というか、そういう対策としては、例えば9月いっぱいまでに今の契約を一旦終了してやると、業者側が消費税を納める義務を免れるという免除が規定なんですけれども、やはりそういうものも含めてぜひ検討してもらいたいなというふうに思います。

●副委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 今後、検討させていただきます。

●副委員長（中川委員） ほかに。住宅管理費、ありませんか。

（な し）

●副委員長（中川委員） なければ、進めてまいります。

280ページ。8款消防費、1項消防費、1日常備消防費。

12番、室崎委員。

●室崎委員 ここで、消防救急デジタル無線整備事業というのが出てまいります。大分前から国のほうが無線の電波の体系ですか、その関係もあって、デジタル化を急げというようなことを言っていたんですが、いろんな専門家が書いているものや、あるいは地元の消防関係の方にお聞きしますと、デジタル用の電波というんですか、デジタル波というんですか、これは非常に周波数が高い。直進性が強い。そうすると障害物で遮られる可能性が非常に強い。この地域は、私が言うまでもなく高い山はないんですね。低い丘陵が延々と続く。一見平らなようで障害物はやたらと多くなる。全部に届くような場所はないという状況で、こういうところでデジタル化を進めると、非常に電波の届かないところが多くなってしまって難しいというような話を聞いていたんですが、そういう技術的なものは、今回十分に解決されるめどがついたというふうに理解してよろしいのでしょうか。

●副委員長（中川委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） この消防救急無線デジタル化事業につきましては、24年度に電波伝搬調査を行いまして、今年度実施設計という形になりますけれども、電波伝搬調査の中では、それらの部分についてはクリアできていると。それに合わせた形で今度は実施設計ということになりますので、その部分についてはクリアされたものというふうに認識をしております。

●副委員長（中川委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 テレビやそういう場合には、電波の届かないところが出ますよね。このあた

りでは自然の地形で出ます。都会ではビル陰で出ますよね。そういうところは個別に対応していきなかなきゃならないけれども、どうしてもうまくないところは、BSというものがあるからというような形になってはいますが、消防の場合には、あそこの地域に行ったら急に電波が届かなくなったというようなことがあったら、これは大変なわけですよ。ですから、そういう調査をして、厚岸町においては、そういうことここのところへ行ったら電波が急に届かなくなってしまうと、連絡ができなくなってしまうという、そういうスポットというか、ブラック何とかとかいうのかよく知りませんが、そういうところは全くない状態にできるということなんですね。非常に素人なものですから、なかなかうまく表現ができないので、一般的なわかりやすい言い方で教えていただきたいということなんです。

●副委員長（中川委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 逆に言えば、そのような形でなければならないものだというふうに考えております。

●副委員長（中川委員） ここ、ほかございませんか。
10番、谷口委員。

●谷口委員 この救急デジタルでちょっと聞きたいんですけども、今ちょっとあれしてはいますけれども、まだ完全に形にはなっていないと思うんですけども、広域化の問題がありますよね、消防の。今どういうふうになっているのかちょっとわからないんですけども、それとこのデジタル化とは全く関係がないのか、将来的なものを見越しながらこのデジタル化を進めようとしているのか、そのあたりはどうなんでしょうか。

●副委員長（中川委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 消防の広域化と、それから消防の救急無線デジタル化、これは直接的には関係ございません。この無線のデジタル化につきましては、平成15年の電波法関係の基準改正がありまして、そのことによって28年末が今のアナログ式の無線の使用期限になっているということでありまして、それ以前にこのデジタル化をしなければならぬという状況に基づいて……、失礼しました。28年5月末までにアナログが使用期限になるということでもありますので、それ以前に整備をしなければならぬということによって、今作業を進めているということでございます。

それから、消防の広域化につきましては、もう既に行政報告等で報告をさせていただきましたけれども、関係する釧路東部は我々ですが、北部、それから市の関係自治体、あるいは消防関係者が集まって協議をさせていただきましたけれども、合意には至らなかったということで、将来的な課題として残しておくというふうにとらまえております。

●副委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると、広域化については、政府の方針としては今も残っているわけですね、広域化を進めるということについては。それで、今後広域化を、今、全国的にどういうふうになっているのかちょっとわからないんですけども、かなり強い調子であったような気がするんですよ。それで、町村合併もそうですけれども、今はちょっとおさまっているけれども、今後これが強力に進められるというようなことは今のところはないというふうに理解していいんですね。国のほうからの強力な圧力が予想されるなんていうことは。

●副委員長（中川委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 国の方針に基づいて、北海道は、平成20年3月に北海道消防広域化計画というものを定めて、基本的には30万人を標準とする消防の広域化ということをやられておりました、その北海道の計画なり方針なりに基づいて協議をさせていただきましたけれども、今の状況の中ではどうもメリットというものが見えてこない、広域化に伴ってメリットが見えてこないという判断が最終的にされて現在に至っているということでもあります。

北海道の危機対策室の担当者が見えて、これまで協議した内容、結果、それから町村としての考え方をお聞きしたいということでお見えになりました。私は、そのときに議会で報告させていただいた内容を報告させていただいたということでありまして、特に、北海道の広域化計画の中で言われていたのが、委託方式、それから消防団の扱い、これが大きく広域化に至らない原因ではないのかということをお願いさせていただきました。といいますのは、今、東部消防組合でも自賄い方式、本部経費については構成町で互いに負担をし合うと。人口規模ですとか財政力指数だとかということをお勘案しながら、協力して本部を運営していただいている。ただ、署の経費については、それぞれの自治体が実際にかかる分を負担させていただくという自賄い方式をしております、その自賄い方式に伴う、例えば負債や何か、直近の例でいいますと、釧路町さんは釧路町の消防庁舎を自前で建てられました。自前で建てたときに残っている負債もあります。この負債の償還も釧路町さんが自分の町の責任でもって償還をやっていっているというやり方をとっているわけですね。それを委託方式に変えなさいということになれば、全部プールにして、例えば釧路市に本部を置くということになれば、負担の仕方が大きく変わってくるということが予想されます。そういうようなこともありますし、それから、特に消防の署員の方は、広域化によって人材の異動が可能になって、スキルアップなりレベルアップが図られるみたいなことが書かれていたわけですが、であれば、釧路市の消防職員だった方が厚岸町に来られるときに、例えば宿舎や何かきちっと完備されているのかどうかということになると、別な費用が今度発生してくるということも想定されるわけですね。その辺のもろもろのことを管内の関係者が集まって、ちょっと時期尚早ではないかということの判断に至ったという話は北海道の担当者のほうにさせてもらっている。その後、アンサーバックというか、向こうの対応については、その後はまだ一切ありません。もともと強制的にしなさいという話ではありませんから、

それぞれの自治体の独自の判断によって話し合いの結果、そういうふうになるのであればそうしなさいという話ですので、強制力が働くものではないというふうに理解しております。

●副委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 広域化については、今、副町長がお答えいただきましたけれども、やはり地域の安全・安心というか、そういうものをきちんと守っていくのは地域消防だと思うんですね。そういうことで、大きいほどいいというようなことがいろんなところで言われますけれども、以前は根室管内も含めないと広域と言わないんでないかなんていう話もあって非常に私は心配したんですけれども、ぜひ、今の体制を維持できるようにしていただきたいと思います。これは一昨年の中日本大震災を含めても、やはり地域のことを一番よく知っているのは地域の消防だと思うんですね。そのあたりを理解しながら、消防行政を進めていってほしいなというふうにお願いいたします。

以上です。

●副委員長（中川委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） よく判断をしなきゃならないと思います。広域化に伴うメリット、デメリット、そのことが消防行政にとって、あるいは町民の安心、安全のまちづくりにきちっとつながっていくのかどうなのかという視点でもって、この議論を継続していかなければならないと、そのように理解しております。

●副委員長（中川委員） 10番、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●副委員長（中川委員） 1目の常備消防費、ほか、ございませんか。

（なし）

●副委員長（中川委員） なければ、進めます。

2目災害対策費。

6番、堀委員。

●堀委員 まず、津波監視レーダー支援サービス使用料。予算説明のときには、業者が設置した画像を町が受けて、そして、それをホームページなどでも出して、町民も見られるという説明だったと思うんですけれども、それでよろしいのかどうか。

あと、津波避難場所整備事業、予算説明資料のほうにも確かにあって、今までもやってきていますから大体はわかるんですけれども、ただ、六輪避難車というのがあります。

六輪避難車というのは、一体どういうもので、どのように使われるのかをちょっと教えていただきたいと思います。

●副委員長（中川委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） まず、私のほうからは、津波監視レーダー支援サービスに関してお答えをさせていただきます。

ここ最近、新聞でも報道されておりますけれども、これはもう既に新聞で公表されておりますので、業者名も申し上げますけれども、ウエザーニューズという会社が津波監視レーダーというものを全国に設置しております。今、道内では釧路市と函館市に設置となっております。厚岸町としては、この津波監視レーダーをこの業者に設置させていただいて、この情報を災害対策本部のほうで見られるようにする。また、関係職員に対して、それを一斉に送信するという方式になります。これは、基本的には気象庁がこういうような気象警報等については全て一般住民の方々には流すことになっていまして、これは法の縛りがあって、これを一般の町民の方々にそのままの形でお知らせをすることはできないという法の縛りがあるそうであります。ですから、関係職員、さらには災害対策本部で設置するパソコンで、その津波監視レーダーで受けた情報を入手するという形になります。

どういうものかと申しますと、厚岸町の海岸先にこの津波監視レーダーを設置して、最大では沖合30キロ先の1.5メートル以上の津波を監視するということになります。これが30キロ先から手前まで、ずっと1.5メートルになった時点で津波という判断をして、その情報を流すということになります。それを受ける側として、使用料という形でうちはそれを受けるということになります。

これが設置されれば、この情報が得られれば、当時、3.11の際に町の津波の情報がなかなか避難者の人に対して流れなかったであるとか、いろいろと反省もありました。また、教訓もありました。これらをいち早く町民の皆さんに、津波が今どこまで押し迫っているのかということもお知らせできるのではないかとというふうに考えておりますし、また、今、床潭に設置しておりますウェブカメラ、これは映像になります。これは本当の沖合になりますけれども、この映像とこれらを組み合わせる中で、町民への避難の啓発、または避難場所での情報提供ということにつなげていきたいというふうに考えているものでございます。

●副委員長（中川委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 保健福祉課のほうで避難車を購入したいというふうに考えてございまして、真竜保育所がコンキリエを避難場所としているものですから、遠い、あるいは坂道があって、ゼロ歳児、1歳児が徒歩で行くには無理だということでもあります。実際には保育士が抱っこしたりおんぶしたりということになるわけですが、一人に一人ということになりませんので、子供を乗せて避難所まで向かうための、大きき的には深さが67センチほどあって、箱形のタイヤがついた押し車で、1人15キログラ

ムぐらいの体重だとしたら10人ぐらいまで乗れるという、そういう避難車でございます。それを1台購入したいという内容でございます。

●副委員長（中川委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 先ほど本当の沖合という言い方をさせていただきましたけれども、手前ということで、申しわけありません。

それと、津波避難場所の整備事業、答弁漏れがございましたので、内容について説明をさせていただきます。

まず一つ目としては、特別養護老人ホームの心和園の裏山に新たに避難場所を整備しようとするものであります。これは、北海道の改訂版で、白浜地区が新たに3メートルから5メートル、または5メートルから10メートルの浸水区域になったということで、実際に職員が歩いて、太田の山の上、さらには白浜の避難場所等々を歩いてみましたけれども、時間がかかり過ぎるという部分もありまして、そのあたりに住んでいる方々の避難場所として、または特別養護老人ホーム、デイサービスセンターの利用者の方々の避難場所として新たに整備をしようとするものでございます。

これらに係る実施設計、さらには避難場所の整備、この費用、さらには、北海道の津波浸水予測図の改訂に伴って新たに避難場所に定めたそれぞれの場所の太陽電池等の設置、それと避難場所の看板の移設、備蓄倉庫の移設、さらには真龍墓地への避難階段の整備、それと避難場所看板の新設、太陽電池等の新設、備蓄倉庫の設置という内容になっております。

●副委員長（中川委員） 6番、堀委員。

●堀委員 もうやめますけれども、大体わかりました。ただ、ウエザーニューズが流す津波情報ですね、ウエザーニューズは公的などころではないですよ。ということで、民間企業で、当然会員もいて、例えば天気状況とかを会員は見るができる。これについても、ウエザーニューズとの契約というか、会員になった人は、見られるようになるんでしょうか。私、初め、ホームページで見るとか。そうじゃないみたいなので、それはわかったんですけども、ウエザーニューズの会員になれば、この情報を得ることができるのかどうか、それについて教えていただきたいと思うんですけども。

●副委員長（中川委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） その情報に関しては見るができない。

（「わかりました。よろしいです」の声あり）

●副委員長（中川委員） 本日の会議はこの程度にとどめ、18日の月曜日、午前10時から審査を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●副委員長（中川委員） 異議なしと認めます。

よって、本日の委員会は、これにて閉会し、18日月曜日、午前10時から委員会を開催いたします。

本日はご苦労さまでした。

午後 5 時01分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成25年3月15日

平成25年度各会計予算審査特別委員会

委員長